

資料

# いわき市地域福祉計画

( 素案 )

# いわき市地域福祉計画（素案）

## 【目次】

### ◆ 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び必要性	P 1
2 計画策定の目的	P 1
3 計画の位置づけ	P 3
4 計画の策定体制	P 5
5 計画の期間	P 5

### ◆ 第2章 地域福祉を取り巻く環境の動向と課題

1 社会福祉の変遷	P 7
2 本市の地域福祉の現状	P 8
3 地域福祉懇談会の開催	P 17
4 地域福祉推進にあたっての課題	P 18

### ◆ 第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念	P 20
2 計画の基本目標（計画推進の4つの柱）	P 21
3 地域福祉計画の体系	P 22

### ◆ 第4章 地域福祉推進の施策の展開

#### 基本目標1 地域を担う人づくり

(1) 福祉意識啓発及び広報活動の推進	P 23
(2) 福祉教育の推進	P 27
(3) 必要な知識及び技術の習得・向上	P 30
(4) 地域特性を活かした人材の育成・活用	P 32
(5) ボランティア（NPO）活動の育成・支援	P 34

**基本目標 2** 地域を支えるネットワークづくり

- (1) 地域住民の相互理解と協力の実現 ..... P 36
- (2) 緊急時・災害時における対策 ..... P 38
- (3) 地域住民、事業者及び市との連携・協働 ..... P 42

**基本目標 3** 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの仕組みづくり

- (1) サービスの情報提供・相談窓口の確立 ..... P 44
- (2) サービス提供者の育成・支援 ..... P 46
- (3) サービス利用に係る意識改革 ..... P 49
- (4) 利用者主体のサービスの実現 ..... P 51
- (5) 保健・医療・福祉など関連分野の連携 ..... P 55

**基本目標 4** 日々の生活の場としての地域環境づくり

- (1) 交流・連携の場づくり ..... P 57
- (2) ユニバーサルデザインの推進 ..... P 59

◆ 第5章 計画の推進

- 1 市民・地域（事業者）・行政の協働による計画の推進 ..... P 62
- 2 計画の推進について ..... P 63

# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の背景及び必要性

近年の社会経済情勢の変化や、ますます加速する少子高齢化、家族形態の変化等により、市民の意識や価値観が多様化するとともに、地域住民相互のつながりが希薄化するなど福祉を取り巻く環境は大きく変容してきました。

このため、高齢者の孤独死、子育て家庭の孤立、児童虐待、配偶者等からの暴力、ひきこもりなどの新たな社会問題が発生してきており、それらの問題を解決するためには、公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況となっており、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっております。

一方、ボランティアやNPOなど社会福祉分野での新たな活動が活発化しており、市民の福祉意識も大きく変化してきております。

このような中、国においては平成12年6月に改正した社会福祉法の中で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、これからの福祉は、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてではなく、地域に暮らす様々な人々が抱える生活課題を、地域住民、事業者、行政など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決を図るものとしています。

〔「与えられる福祉<受動的福祉>」から「自らが主体となる福祉<能動的福祉>」への転換が必要であると言いつ換えられると思います。〕

また、地域福祉を推進するための具体的な方策として、「市町村地域福祉計画」の策定に関する規定が新たに設けられました。

このため、本市においては、地域の特性や実情を踏まえながら、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本的な指針として「いわき市地域福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画策定の目的

本市においては、「市高齢者保健福祉計画」、「新・市障がい者計画」、「新・子育て支援計画」及び「健康いわき21」など、各対象者別にそれぞれ保健福祉分野に係る行政計画を策定し、保健福祉の推進を図ってきました。

しかしながら、地域住民が抱える多様な生活課題を解決するためには、既存の関連計画に基づき、施策や事業などの公的サービスに加え、地域住民をはじめとした多様な主体が、自ら主体的に参画しながら地域全体で支え合えるようにするための仕組みづくりが求められております。

そのため、本計画では、地域福祉を推進していく上で不可欠な、地域の住民がともに支え合うという意識の醸成、地域を支えるネットワークや環境づくりなどについて的基本的な理念や基本目標を定めるとともに、「個人」、「地域（事業者）」、「市」のそれぞれ役割を明らかにし、「一人ひとりが住み慣れた地域の中で、生涯にわたって心豊かに、安心して自立した生活を送ることができる地域社会」を創ることを目的としています。

## ■社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスの必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 3 計画の位置づけ

「いわき市地域福祉計画」は、市民福祉の増進を担ういわき市が、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定する行政計画です。

- (1) 新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき 21 プラン）との関係  
本計画は、「新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき 21 プラン）」を上位計画として位置づけ、総合計画の基本理念に基づいた、福祉分野における総合計画となる計画です。

- (2) 保健福祉分野の個別計画との関係  
本市の保健福祉分野に関する計画としては、高齢者施策分野の「市高齢者保健福祉計画」、障がい者施策分野の「新・市障がい者計画」、児童施策分野の「新・子育て支援計画」及び保健・健康施策分野の「健康いわき 21」があります。本計画は、これら個別計画が持つ個別・専門的な考え方や取組みを、「地域で暮らす市民」の視点から総合的に横につなぐ計画として位置づけます。つまり、対象者別の個別計画による施策・事業を、誰もが地域で豊かに生活できるために、より効果的に展開していく仕組みをつくることか地域福祉計画の目的です。

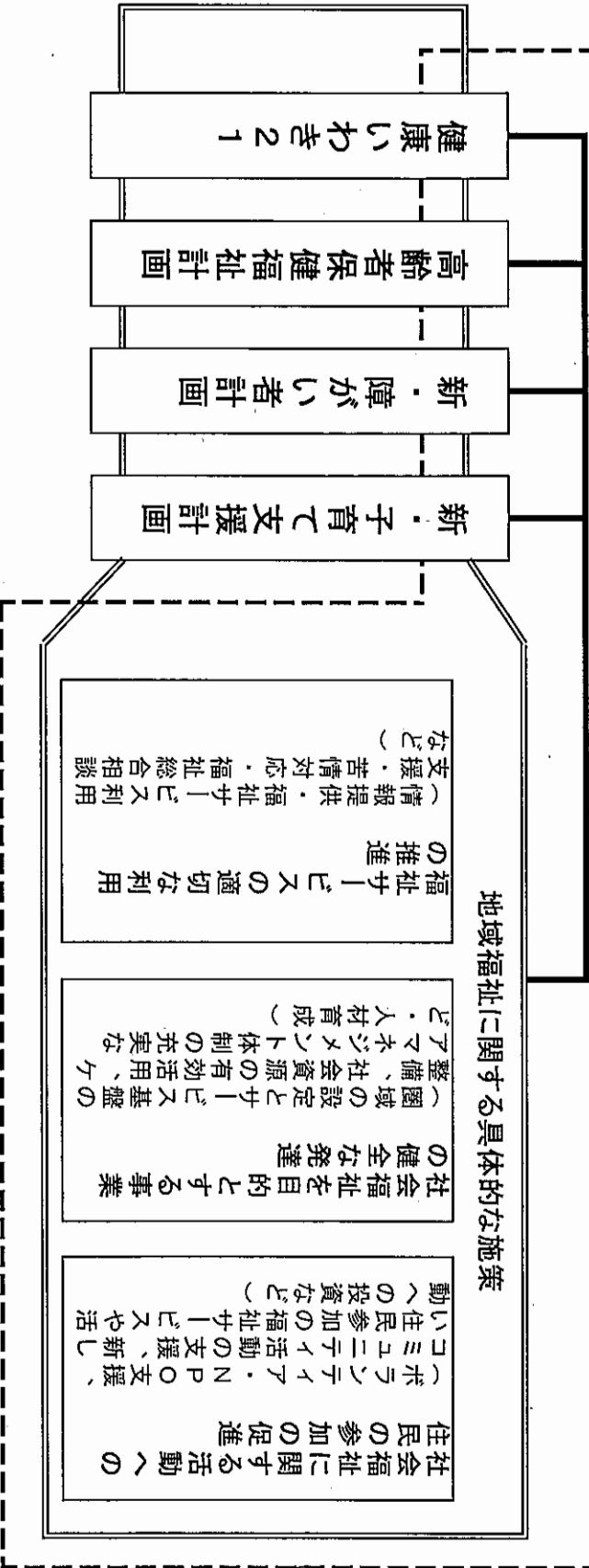
(次図参照)

地域福祉計画の位置づけと個別計画との関連

新・いわき市総合計画  
ふるさと・いわき21プラン

地域福祉計画

地域福祉を推進する上での共通の理念  
(行政・事業者・住民等の役割・協働、福祉サービス利用者の権利、福祉サービスの質、福祉サービスの充実・開発、住民参加など)



いわき市社会福祉協議会  
地域福祉活動発展計画

---: 地域福祉計画の範囲

- ・市総合計画と各個別計画に共通の理念を相互につなぐ
- ・各個別計画と一定の整合性・連携を図る
- ・公的サービスの数量的目標は各個別計画において設定

## 4 計画の策定体制

- (1) いわき市地域福祉計画策定委員会 [外部検討組織]  
学識経験者、関係団体のメンバー、公募委員の計 15 名の市民の方で構成する、地域福祉計画策定のための附属機関です。  
様々な視点から検討された案を市長に提言いたしました。

- (2) いわき市地域福祉計画庁内検討委員会 [内部検討組織]  
地域福祉計画に関係する庁内の課長を委員とし、より実務的な面について外部検討組織と連携して検討するための庁内組織です。

これら2つの組織が相互に連携して計画の策定を行いました。

また、これら検討組織に加え、広く市民の方の意見を踏まえるため、各地区ごとに「地域福祉懇談会」を開催し、「市民の生の声」の聴取とその反映に努めました。

さらに、このような形で取りまとめを行った「いわき市地域福祉計画（素案）」について、パブリックコメントを11月10日から11月30日まで実施し、ここで見出された市民意見を踏まえ、素案を修正したうえ、〇月〇日に市長に「いわき市地域福祉計画（原案）」として提出しました。

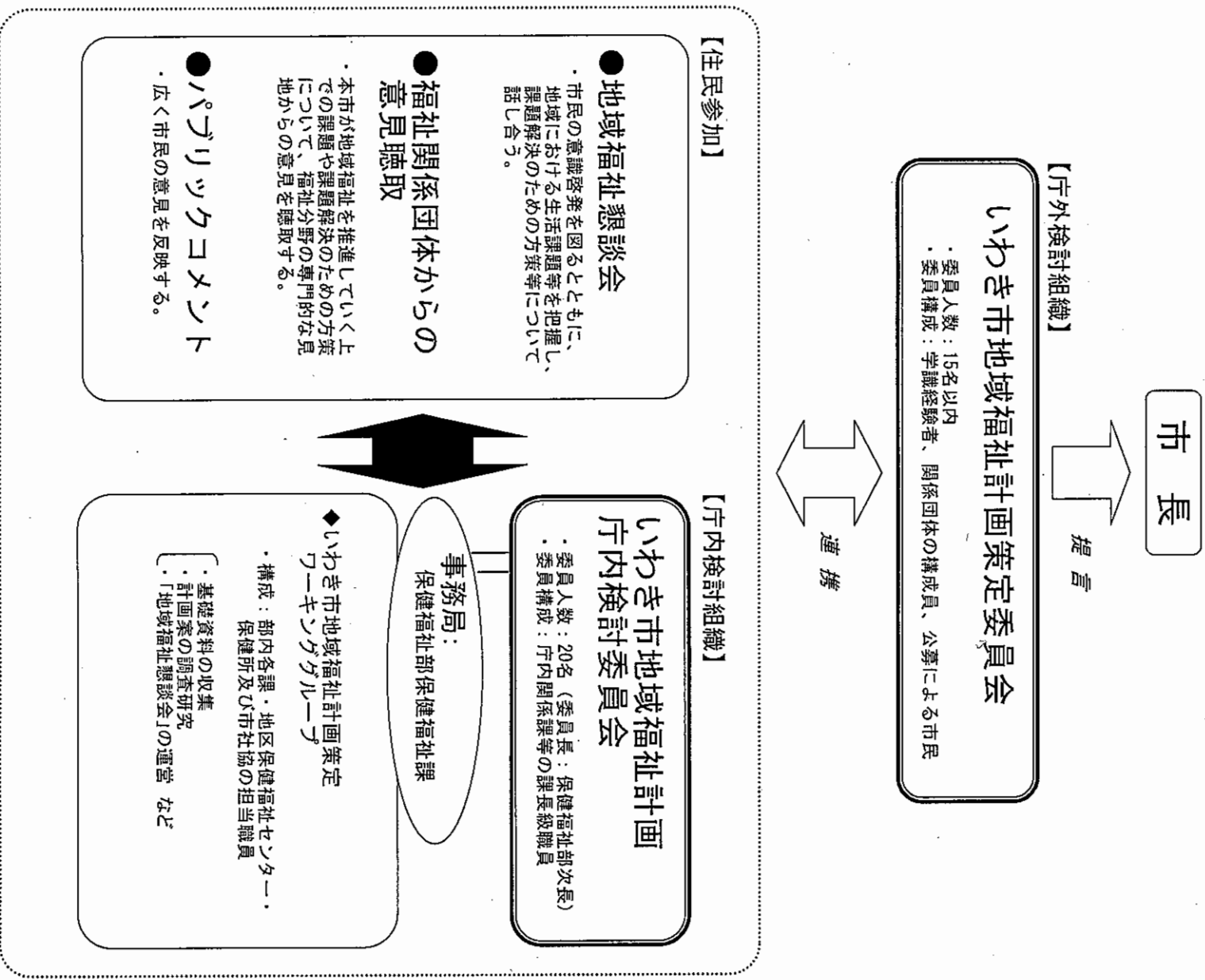
(次図参照)

## 5 計画期間

本計画は、概ね5年程度をその期間とし、その間の社会経済情勢や地域社会における変化を踏まえ見直しを図ります。

なお、今回は、全市的な地域福祉の基本的な方向性について策定することとしますが、より身近な地区における、より具体的な地域福祉の内容、地域福祉を進める仕組みづくりについて、それぞれの地区の特性も踏まえ、今後検討を進めることといたします。

# 「いわき市地域福祉計画」策定体制



## 第2章 地域福祉を取り巻く環境の動向と課題

---

### 1 社会福祉の変遷

第1章の計画策定の趣旨で述べた様々な社会環境の変化を、社会福祉の変遷の点から整理してみます。

#### ① 昭和20年代

戦後の福祉は、保護・救済を主な目的として始まりました。この時期は、家族の介護能力を前提に、これらが欠けた場合の経済的困窮に対する援助というものでした。

このため、この時期の社会福祉は「一部の限られた人たちに対するもの」という認識でした。

#### ② 昭和30年代

昭和33年に国民健康保険法、昭和34年に国民年金法が成立し、準備期間を経て昭和36年に実施され、「国民皆保険・皆年金制度」が確立しました。

また、この時代には福祉六法体制が確立し、「すべての人にとって大きな関わりをもつもの」との意識が高まってきました。

あわせて、高度経済成長の中、福祉課題の解決には、社会福祉施設による「施設福祉」が中心となり展開されてきました。

#### ③ 昭和40～平成元年

この時代は、高度経済成長と合わせ、70歳以上の医療費無料化や国民年金の水準が2.5倍になるなど、福祉施策の一層の展開、とりわけ高齢化の進行を踏まえた施策展開が課題となってきました。

一方、この時代の後半には、高齢者福祉を無料、低額で行政が提供するものは財政的負担が大きく、昭和57年には高齢者医療費の一部負担のため老人保健法が制定されるなど、それまでの施策の見直しが生えはじめた時期です。

しかしながら、この時期は、行政中心の福祉施策が展開されてきたことから、それまで各家庭、地域で担ってきた「連帯感」、「相互扶助機能」が脆弱になってきた時期でもあります。

#### ④ 平成2年～平成9年

平成2年には、本格的な高齢社会に対応するため、社会福祉関連の8法が改正され、高齢者福祉、身体障がい者福祉サービスについて、都道府県から市町村へ権限が移譲され総合的な福祉サービスは、住民に最も身近な市町村が提供するものとされました。

これまでの施設中心の福祉施策から「在宅福祉」を中心に施設と連携したサービス提供への大きな転換がなされました。

⑤ 平成9年～

戦後、はじめての社会福祉分野の抜本的な改革である「社会福祉基礎構造改革」の検討が始まり、「従来のように特定の対象者への保護、救済にとどまらず、国民全体を対象とし、社会連帯の考え方に立った支援で、個人が尊厳を持って家庭や地域の中で、その人らしい安心して自立できるよう支える」ことを基本理念として、社会福祉法の改正により具現化されてきています。

また、このような考えを推進するため、各自治体による「地域福祉計画」の策定を位置づけています。

※ 地域福祉とは、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、その地域に暮らす全ての人々が、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、地域住民、事業者、行政など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決を図るものといえると思います。

## 2 本市の地域福祉の現状

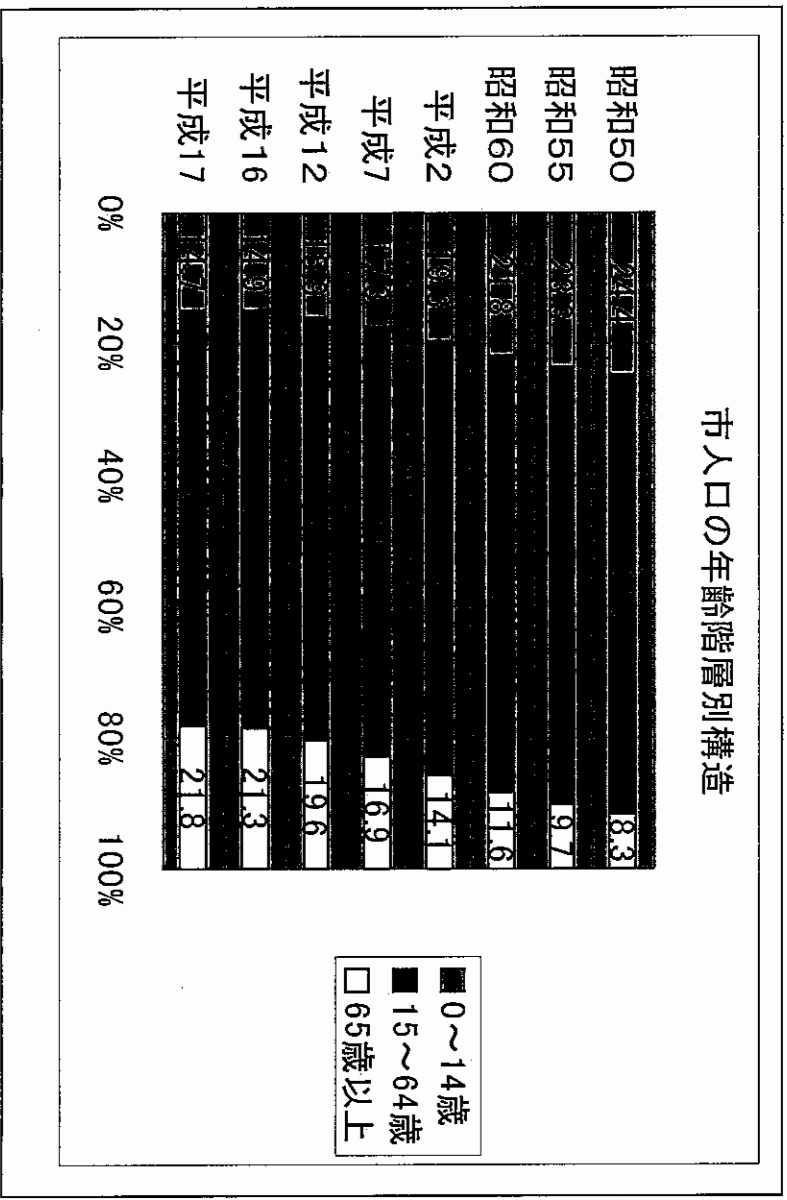
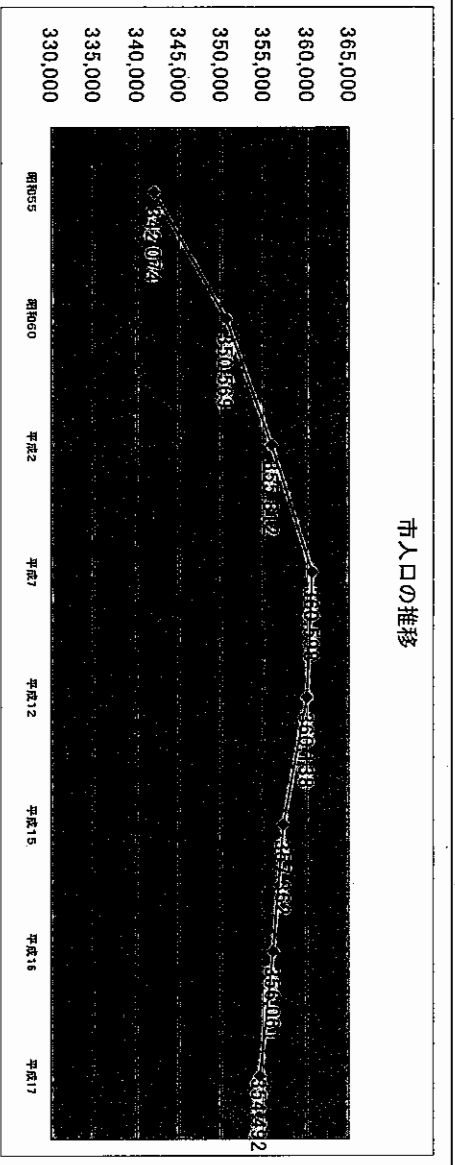
(次頁参照)

◆ 市人口の概要

昭和41年10月、近隣14市町村の合併により人口33万3千人のいわき市が誕生しました。  
その後、常磐炭坑の閉山あるいは就職・進学による若年層の市外への人口流出などにより、年々減少の傾向をたどり、昭和45年には32万7千人となり、合併当時と比較して約6千人の減少となりました。

しかし、その後微増を続け、昭和55年には34万人を超え、以後は工業団地の開発や大規模住宅団地の造成・大学の開学により、平成17年10月現在は35万4千人となっております。

(資料「いわき市の人口」各年10月1日現在)



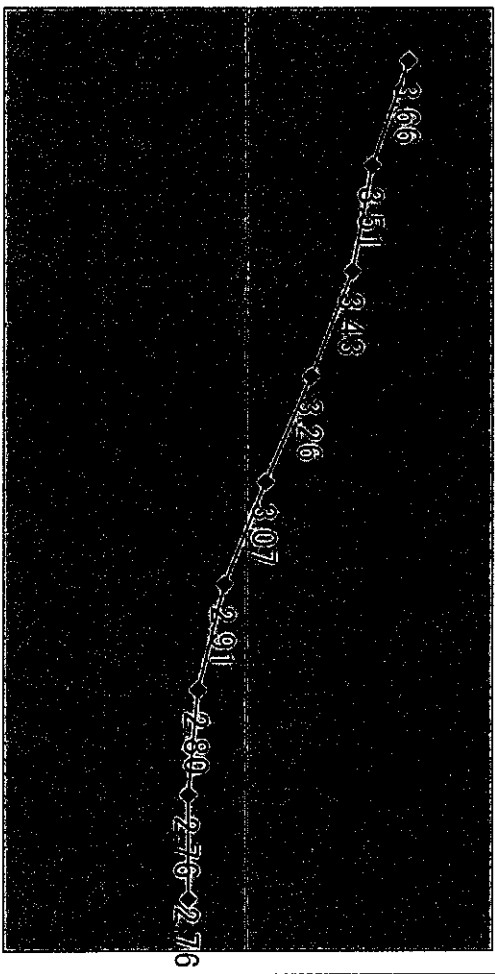
### 一世帯当たりの人員の推移

人数

4

3

2

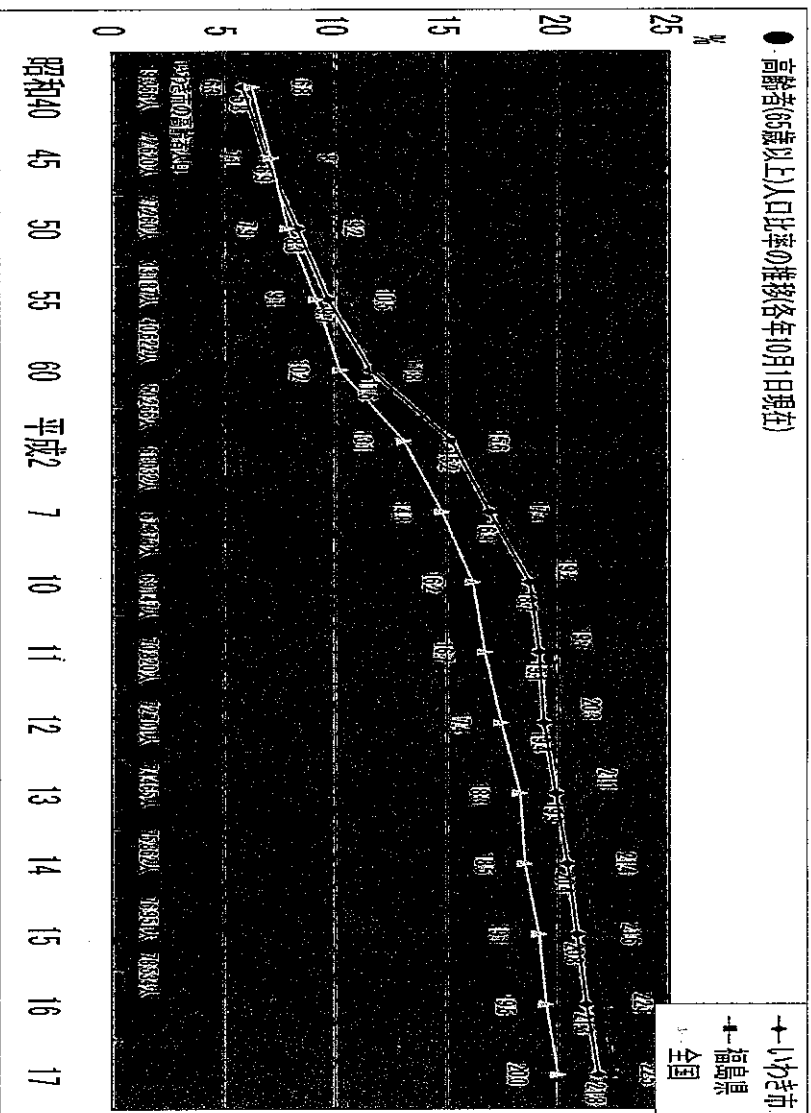


昭和50 昭和55 昭和60 平成2 平成7 平成12 平成15 平成16 平成17

◆ 高齢者の現状

我が国では、現在、世界でも類をみない速さで少子高齢化が進んでおり、21世紀の中頃には人口の3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会に到達するといわれています。

また、男性78歳、女性85歳（共に平成16年簡易生命表）と平均寿命が大幅に伸び、世界の最長寿国の一つとして人生80年の時代を迎えています。本市の高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成17年10月時点で、全国平均の20.0%を1.8ポイント上回る21.8%となっております。急速に高齢化が進んでいます。特に日常生活に何らかの支援を必要とする割合が高い75歳以上のいわゆる後期高齢者は、今後ますます増加するものと予測されます。



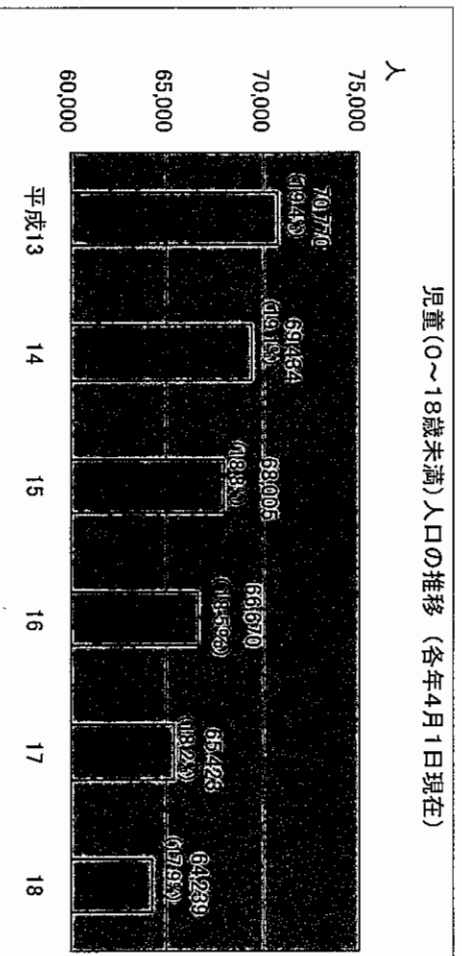
※ 福岡県の平成17年度データについては、国勢調査のため9月1日現在

◆ 子どもの現状

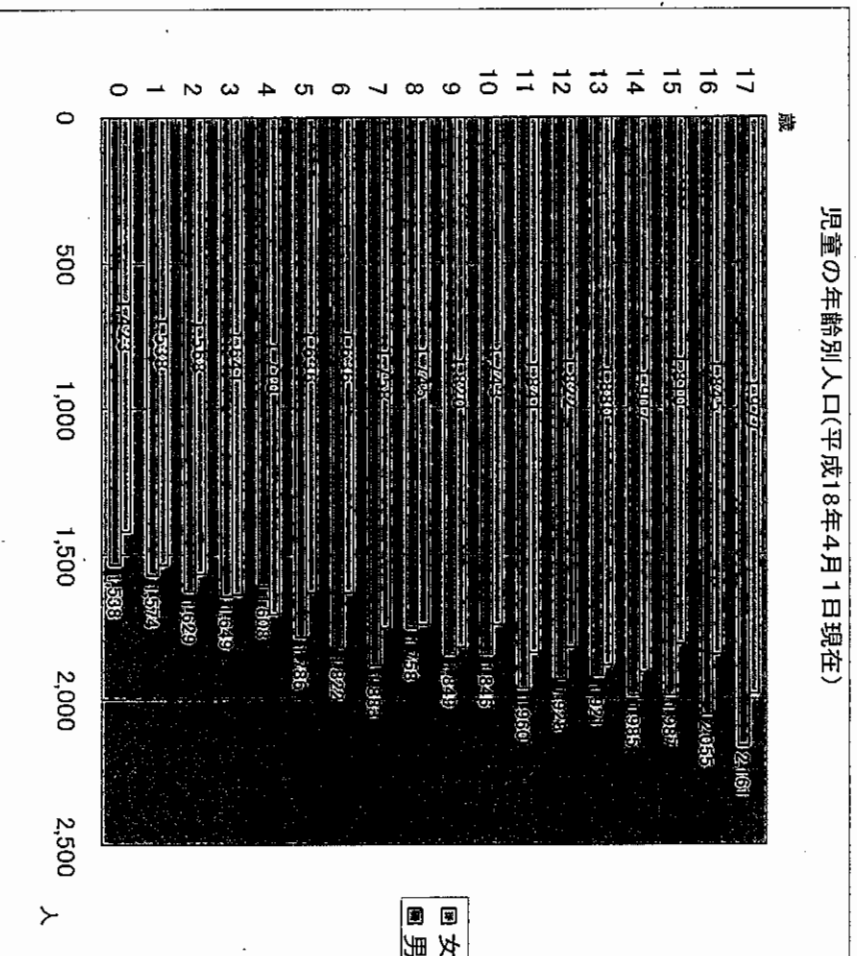
本市の児童人口（0～18歳未満）は、平成18年4月1日現在64,239人で、全体の17.9%を占め、5年前の平成13年4月1日と比較すると6,531人、10%の減少となっており、出生率の低下傾向が続く中、今後も児童の数は減少するものと予想されます。

合計特殊出生率も、全国では平成17年で1.25人、福島県では1.46人と低下し、人口を維持するために必要な2.08人を大きく下回っています。

● 児童（0～18歳未満）人口の推移（各年4月1日現在）



● 児童の年齢別人口（平成18年4月1日現在）

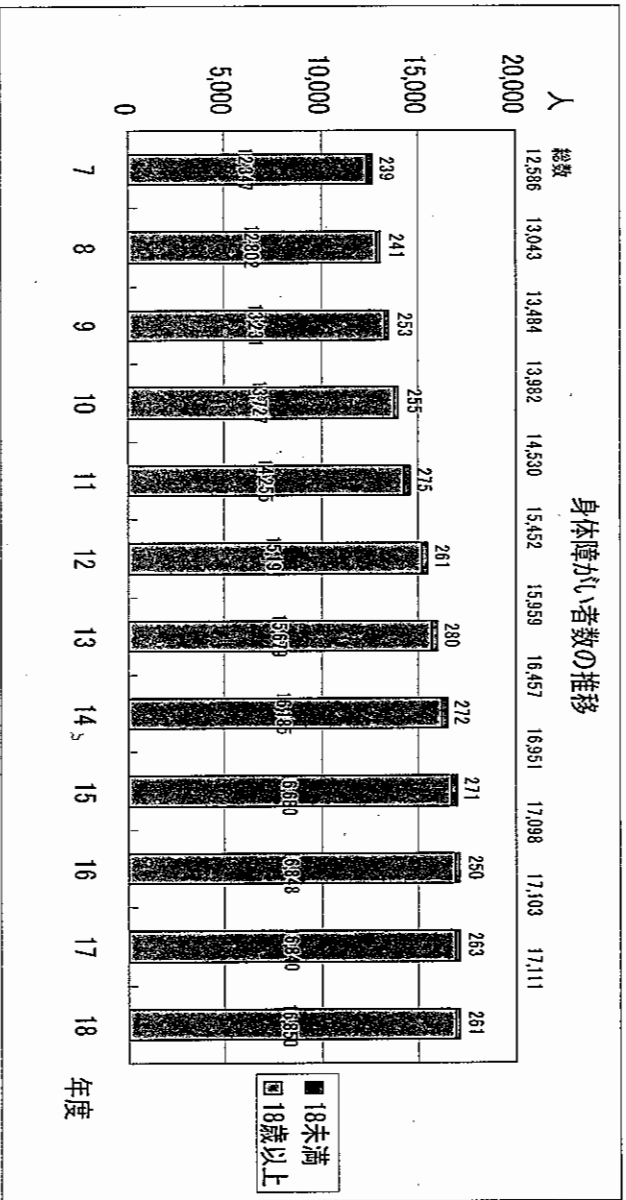


◆ 障がい者の現状

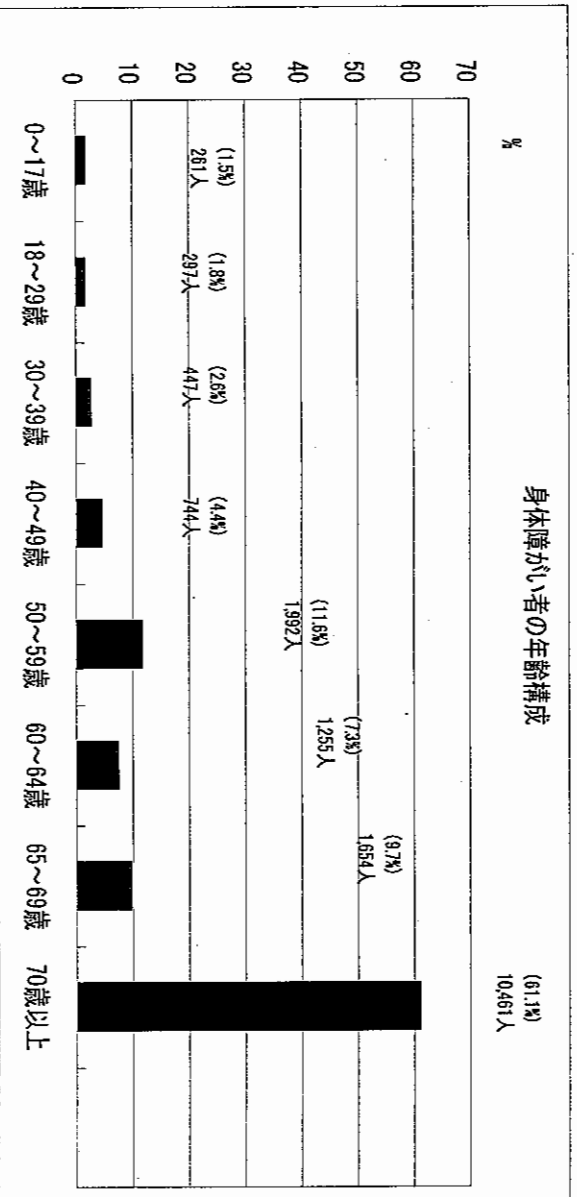
◎ 身体障がい者の現状

本市の身体障がい者は、平成 18 年 4 月現在 17,111 人となっており、年々増加しています。  
障がいへの発生原因としては、交通事故、労働災害等後天的な理由によるものが増加しており、また内容的にも高齢化、重度化の傾向にあります。

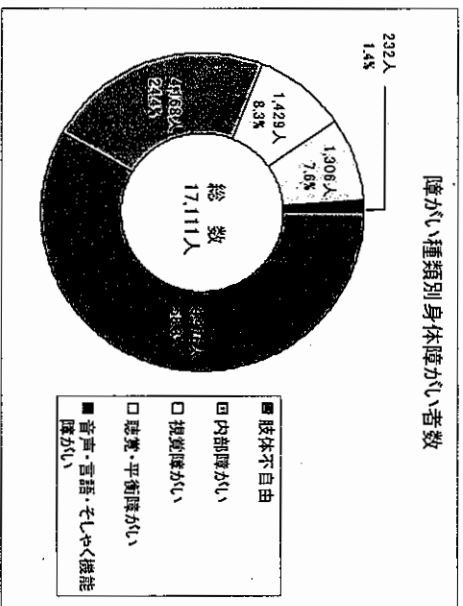
● 身体障がい者数の推移 (各年 4 月 1 日現在)



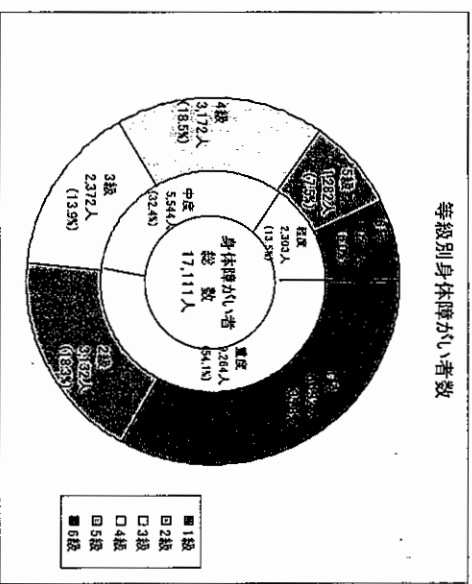
● 身体障がい者の年齢構成 (平成 18 年 4 月 1 日現在)



●障がい種別身体障がい者数



●等級別身体障がい者数

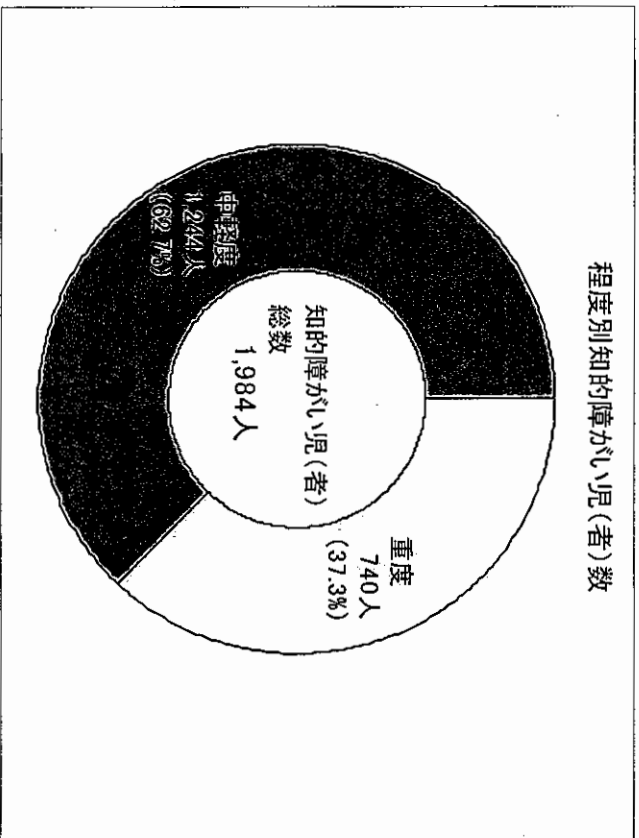


◎ 知的障がい者の現状

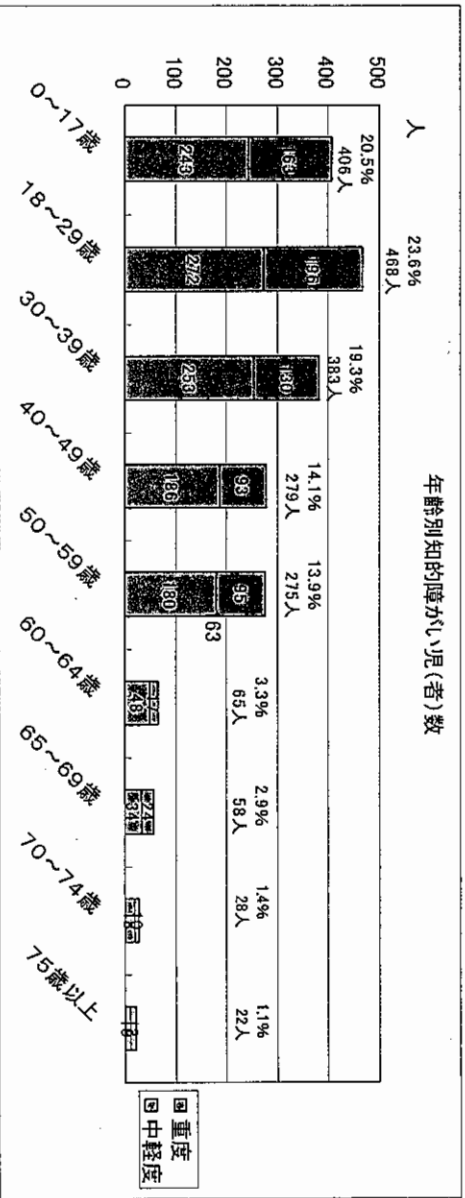
本市の知的障がい者の数は平成18年4月1日現在で1,984人となっておりますが、障がいの程度が軽度の方及び18歳未満の知的障がい児の把握が困難なため、その実際の数は、更に上回っているものと考えられます。

また、障がいの程度についてみると、全体の約37%の方が重度であり、今後も重度化・高齢化が進む傾向にあると考えられ、身体障がいとの重複障がいも目立ってきています。

● 程度別知的障がい児(者)数 (平成18年4月1日現在)



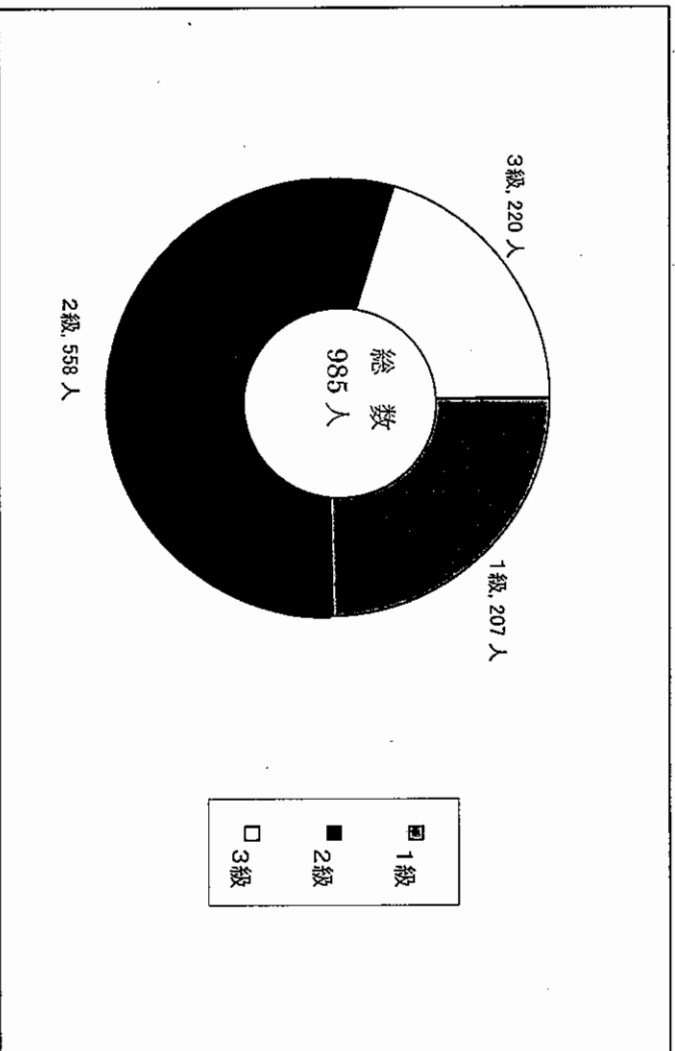
● 年齢別知的障がい児(者)数 (平成18年4月1日現在)



◎ 精神障がい者の現状

本市の精神保健福祉手帳所持者数は、平成18年4月現在 985人となっておりますが、これは4,600人と推定される精神障がい者の21%程度であります。今後の精神障がい者施策展開のために、積極的に手帳普及促進を図りながら状況把握に努め、ニーズに応じたきめの細かい福祉サービスを実施してまいります。

● 精神障害者保健福祉手帳所持状況 (平成18年4月1日現在)



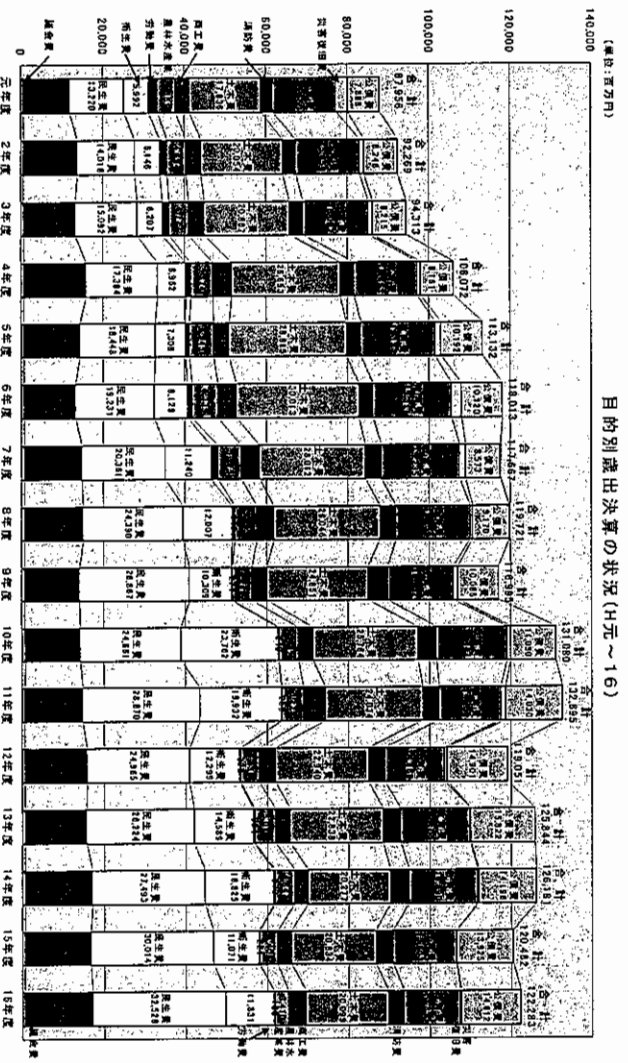
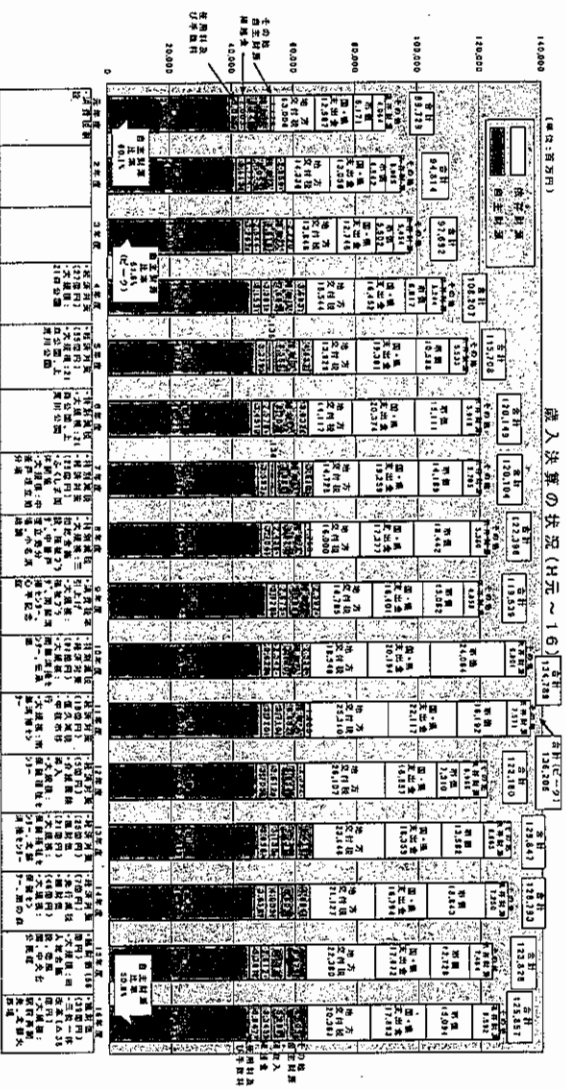
◆ 本市の財政状況

長引く景気の低迷や減税の影響等により、歳入の根幹である市税収入は、平成9年度をピークに減少しており、今後大きな伸びは期待できない状況にあります。また、国においては「三位一体改革」のもと、国庫補助負担金の廃止・削減と地方交付税の見直しが進められており、財源の確保が困難な状況となっています。

一方、歳出については、少子高齢化の急速な進展などに伴い、福祉施策の経費を中心とした民生費は増大していく状況にあります。

また、個人の生活様式や価値観が一層多様化する中、市民の福祉ニーズも多岐にわたっており、これらに公的なサービスだけ対応していくことは極めて難しい状況となっています。

このような状況のもと、地域の生活課題は、地域に住む市民自らが考え、解決に向けた取り組みをする「地域福祉」の推進が必要です。



### 3 地域福祉懇談会の開催

地域福祉計画を策定するにあたって、地域の「生」の声を聞き、その内容を計画に反映していくことを目的に、平成18年7月31日から8月10日まで、7つの地区保健福祉センターの区域を単位として、「地域福祉懇談会」を開催しました。

地域福祉懇談会を開催するにあたっては、どのような方をメンバーとし意見をいただくのが適切か検討しましたが、市社会福祉協議会が市内を13地区に分け、各地区ごとに地域福祉推進のため設置している「福祉推進委員」が適切と判断し、福祉推進委員の皆様（複数地区を同時に開催する場合には、福祉推進員から選任される「幹事」）を中心として、地域福祉懇談会を実施しました。

懇談会の開催手法としては、様々な意見の提出が期待できる「ワークショップ形式」で実施しました。実質的な議論の場を確保するために、1班10名程度で班分けをし、「生活課題」と「課題が生じている理由」を懇談会前半で抽出し、懇談会後半は「課題解決の方法」を「個人」「地域」「行政」のそれぞれがどのように役割分担していくか、という形で進めました。

各地区とも、ワークショップという形式での懇談会は初めてという方が多く、最初は若干のとまどいも見られたものの、いずれの地区でも時間がたつにつれ、様々な意見が積極的に飛び交い、予定の時間を超過することもしばしばでした。

また、ある課題に対して様々な角度からいろいろ意見を出してもらったりワークショップの特性を最大限生かすため、行政側からはいわゆる「原案」的なものはお示しせず、自由に議論をしていただきました。

なお、「協働」での計画策定という観点から、当日の意見を取りまとめたものを委員に配布し、当日発言しきれなかったことや、新たに気づいたことを改めて意見として提出いただきました。

#### ● 「福祉推進委員」について

##### 【委員の趣旨】

社協の地区協議会が行う「社会福祉に関する調査研究」、「地域福祉に関する実施計画の確立と実践」などに関する事業を推進する役割を担う。

##### 【委員の主な構成】

・ 民生児童委員    ・ 行政嘱託員    ・ 福祉施設    ・ 福祉団体    ・ 地域団体  
・ 保健、医療関係    ・ 教育関係    ・ ボランティア    ・ 学識経験者

【福祉推進委員の数】

地区名	人数	備考 (各地区とも福祉推進委員の数)
①平	40人	
②小名浜	39人	
③勿来・田人	30人	・勿来：40人 ・田人：34人
④常磐・遠野	30人	・常磐：30人 ・遠野：31人
⑤内郷・好間・三和	45人	・内郷：31人 ・好間：35人 ・三和：29人
⑥四倉・久之浜大久	30人	・四倉：35人 ・久之浜大久：30人
⑦小川・川前	30人	・小川：30人 ・川前：29人

幹事

※ 複数地区を同時に開催する場合 (③～⑦) については、福祉推進委員の中から選任される「幹事」(各地区とも15人)により開催。

#### 4 地域福祉推進にあたっての課題

地域福祉を推進する上で、大きな課題は、地域福祉懇談会における意見でも明らかにしたように、地域における連帯感の希薄化です。

他人のことには関与らない、自分がよければ、という傾向については懇談会でも強い意見として出されたところです。

まさにここに、今回地域福祉計画の策定の背景があります。

かつて、家庭や地域で担っていた様々な機能が現在は、全くあるいは極めて希薄化しています。

その結果、地域とのつながりを持たず、「孤立化」、「無関心」といった現象が強くなっていくと考えられます。

一方では、行政が提供するサービスだけでは、人々の価値観の多様化に対応できない状況にあります。

自分たちが生活していく地域を見つめなおし、地域の中の一員として互いに助け合う、「相互扶助」について考え、実践していく必要があります。

そのためには、これまで地域に関心が無かった人は、自らが生活する地域に目を向け、また、少なからず地域との関わりを持っていた人は、さらにもう一歩踏み込んだ取り組みが求められます。

私たちは、現在、身近な地域から世界中の出来事まで、様々な情報を一瞬のうちには把握できます。しかしながら、それは「生」の感覚を伴わず、どこか私たちとは切り離された世界での出来事として、いわば擬似的な情報としてしか理解できず、その結果「共感」する力が非常に弱まっていると思われれます。

そのため、他人が困っていることに素直に対応することができないのではないかという思いを強くしています。

ごみ出しのマナーといった身近な問題から、災害時の要援護者への対応といった地域でシステマ的に取り組む必要がある課題まで、対応の難易はあるものの、地域福祉計画の中で「課題」とされていることは、結局、私たち自身が暮らし続ける「地域」、「他者（隣人）」に目を向けることが解決の端緒であり、自分たちが主体的に取り組まなければ、解決の方向には進まないということに尽きると思います。

（言い換えれば、地域福祉計画の中で位置づけられた内容が進展することは、地域の「課題」が解決の方向に向かいつつあり、それは、とりもなおさず地域の中で互いに助け合い暮らしていくことが実現しつつあると言えると思います。）

地域福祉懇談会においては、現在、自分たちが生活する地域の現況をどのように捉え、「課題」に対してはどのように解決していこうとしているのかについて、議論していただきました。

その結果、「個人」、「地域（事業者）」、「行政」という役割分担の中で、それぞれがどのようなことをしていくのか、について様々な意見が提出されたところです。これは、地域の課題に対して行政だけが対応するのではなく、「地域」が全体として解決に向け、それぞれができることに取り組むということの表れだと思います。すなわち、上記で述べたように、「地域福祉」の取り組みの素地は既にあるものとの思いを新たにしましたところ です。

今後は、「地域福祉」の必要性の啓発を通し、計画に位置づけた内容の実際の展開により、「地域福祉」の推進を積極的に図っていただけるものと考えています。

# 第3章 計画の基本方針

## 1 計画の基本理念

(=誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができる地域社会)

### (1) 住民参画による地域福祉の推進

かつては、家族、地域にあった「連帯感」、「相互扶助」が、第2章までに述べた様々な社会経済状況の変化に伴い、現在極めて希薄になっていきます。

一方では、これまで行政が主体的に担ってきた画一的なサービスの提供だけでは、多様な市民ニーズや価値観には対応ができなくなっています。

こうした中、「自らのまちは自らがつくる」との考えのもと、地域の現状を踏まえ、地域に住む市民それぞれができることをできるところまで、かつ責任をもって実行する、行政は役割分担のもとこれを支えていく「形」、すなわち、住民参画による地域福祉の推進が必要です。

### (2) 地域コミュニティの再構築

地域に住む市民が、地域福祉に対する関心を高めても、実際に生活する地域における活動が活発化しなれば、地域福祉は進みません。

向こう三軒両隣から始まる、ご近所のつきあい、地域での催し物、一斉清掃活動などの地道な地域活動をとおして、地域の「コミュニティカ(＝地域力)」が形成され、その中でこそ地域福祉の実践が進んでいきます。

これまで、核家族化、新興住宅地の開発、ブライバシー保護など、結果として「個人」の側面が大きくなる要因が働いてきましたが、今こそ「個」に配慮しつつ、地域の底力につなげる「地域コミュニティ」の再構築が必要です。

### (3) 地域福祉ネットワークの構築

地域福祉を担う様々な主体が、それぞれの活動をして、各主体をつないでいく広がりが必要であればその効果は限定的なものになってしまいます。また、そのつながりかたも、伝達ということではなく、「コーディネート」でなければ、うまく伝わっていかないと考えられます。

また、ネットワークの構築にあたっては、一方通行ではなく、利用者が求めるニーズに対応するためには、どのようなサービスをどのように提供するのが適切なのか、利用者の立場に立って、双方向で推進していくことが必要です。

### (4) 地域福祉推進に向けた環境整備

これら地域福祉を進めていく上で、誰もが安全で快適な生活を送るための環境整備が必要になってきます。

市民意識の醸成を図るための啓発をはじめとして、市社会福祉協議会の活動との連携、地域における拠点の整備などの取り組みが必要となってきます。

さらに、だれもが暮らしやすいように、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの考えを一層促進していくことが求められます。

## 2 計画の基本目標（計画推進の4つの柱）

### (1) 地域を担う人づくり

地域づくりは「人づくり」です。地域福祉を推進するためには、まずそれを担う人材が必要不可欠です。

地域づくりをリードしていく人材や様々な地域活動に協力する人材等の確保、そして、これら地域の課題については、地域の一員としての自覚のもと、地域全体で関わり、その解決の方向性について一人ひとりが考えていくことが求められます。

### (2) 地域を支えるネットワークづくり

地域福祉を担う人材がいても、単独での活動では広がりがありません。地域に住む人どうしのつながりがあってこそ、課題の発見、早期対応が可能になります。

向こう三軒両隣といった、「ご近所づきあい」や地域行事等への参加、市社会福祉協議会地区協議会活動の促進、地域の核として活動されている方等を通じて、地域の基盤づくりを進めていく必要があります。

### (3) 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの仕組みづくり

ライフスタイルの変化、価値観の多様化等から、これまでのような行政が提供するサービスのみでは、住民一人ひとりのニーズへの対応が困難になっています。

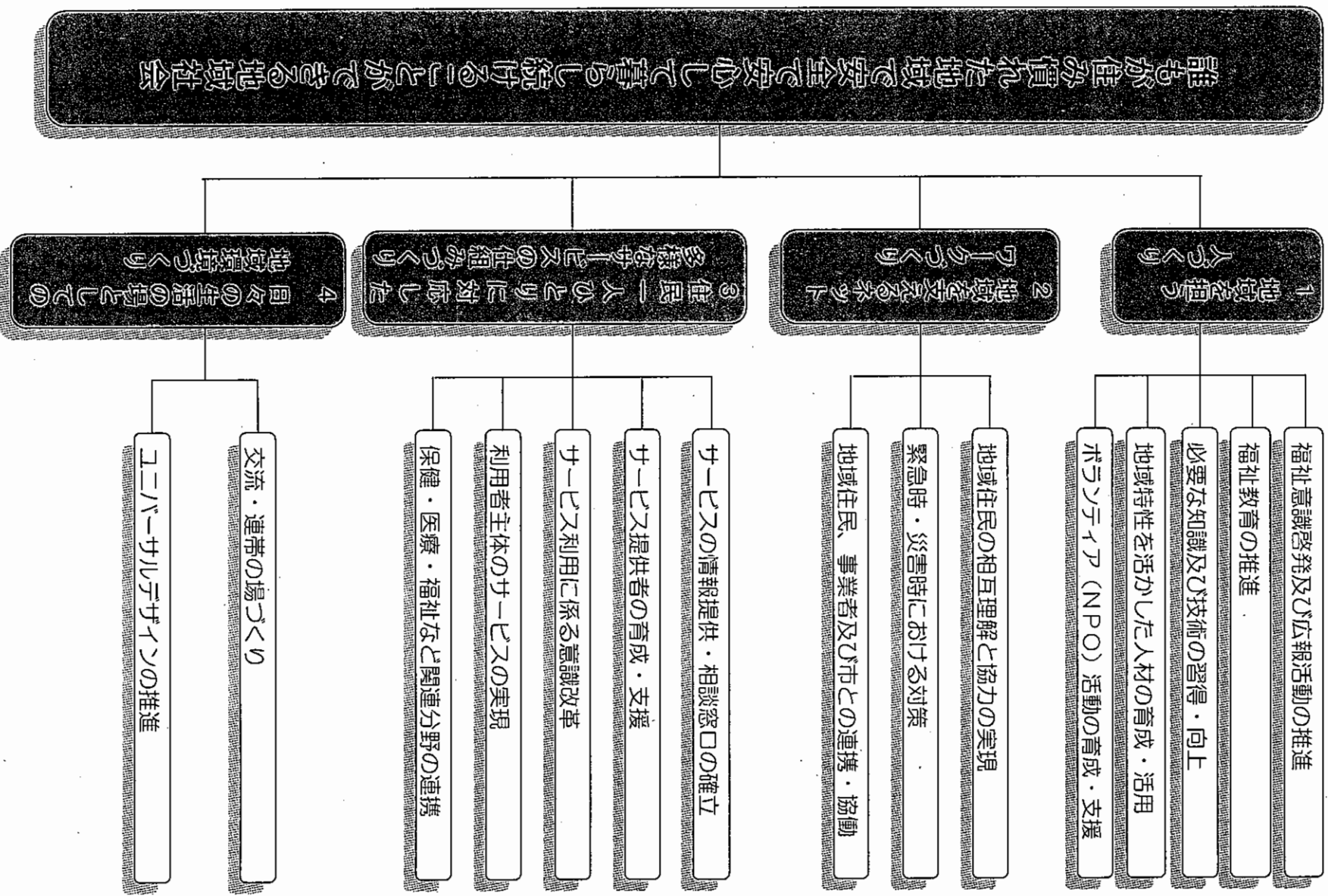
地域住民それぞれが必要とするサービスを、地域と行政が連携した中で提供できる仕組みづくりをしていく必要があります。

### (4) 日々の生活の場としての地域環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことのできる「生活の場」としての整備を進める必要があります。

災害に備えた自主防災組織の促進や、地域の様々な人々が交流し、ふれあいの中から連帯感を醸成していく場づくり、また、ユニバーサルデザインに基づきまちづくりなど、生活者起点の環境整備を行っていく必要があります。

### 3 地域福祉計画の体系



## 第4章 地域福祉推進の施策の展開

### 基本目標1 地域を担う人づくり

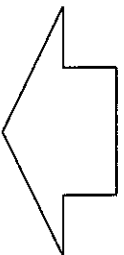
#### (1) 福祉意識啓発及び広報活動の推進

##### 1) 人権意識、男女共同参画意識の啓発

#### 現状と課題

- 地域に暮らす一人ひとりが「ともに生きる」意識が求められている。
- 歴史的、社会的な経緯の中で固定化してきた性別による役割分担意識が大きき、女性の社会進出が進んでいるが、育児・介護などに対する女性の負担が大きいの。
- ボランティア活動への関心や経験については男女間に差はないが、男性は仕事の関係から、時間がなく活動ができないとの理由が多い。
- 障がい者、高齢者、外国人など年齢、障がいの有無、国籍などによる「意識の壁」がある。

市民アンケート（※1）では、「これまでボランティア活動をしたことがない人」のうち、「忙しくて時間がなかった」のは、男性18.6%、女性17.3%、また「今後積極的に参加したい」のは、男性8.8%、女性4.4%となっております。このことは、男性はボランティア活動に参加したいとの意識は強いものの、時間的な制約があり活動するまでに至っていないことを示しています。



#### 施策の展開

地域で暮らす誰もが地域の一員として平等であり、それぞれが互いに尊重しあう社会であることが「人づくり」にとって重要です。

性別、年齢、国籍などにかかわらず、互いに認め合う人権を尊重した社会になるよう意識の醸成を図ります。

団塊の世代の大量退職時代をひかえ、地域活動に男性が取り組めるような環境づくりを努めます。

### 市民の役割

- 人権に対する理解を高める。
- 他者との違いを受入れ、お互いに認め合うよう努める。

### 地域（事業者）の役割

- 障がいの有無、性別、年齢、国籍などにかかわらず、地域の一員であるとの認識のもと、人権に対する理解を深める。
- 地域の一員であることを地域全体で認識できるよう、地域の行事への参加を呼びかける。

### 市の役割

- 地域福祉についての啓発を積極的に進める。
- 男性の地域活動への取り組みの促進を図るため、男女共同参画の意識の醸成に努める。
- 男性も気軽に参加しやすい環境づくりに努める。

## 2) 地域住民による地域の課題への「気づき」

### 現状と課題

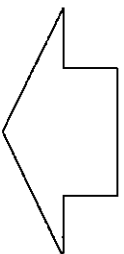
- 地域の課題そのものに「自らが関わる」意識が希薄。地域課題は誰かが解決するものと思っている。
- 地域における課題を「課題」として認識し、それに対して自分たちが解決するという行動に結びつかず、「課題」が放置される、あるいは、行政に対して解決を要望し、そこから先には進まないことが多い。
- 行政嘱託員、民生児童委員、子ども会、老人会など、それぞれが活動をしているが、一堂に会して話す機会がない。
- 地域で活動する団体、人同士が地域の課題等に対し共通認識を持ってない。

市民アンケート（※1）では、地域の課題に対して取り組みべき主体として、「市民と行政が協力して行うべき」とする意見が65%を超えています。

また、「市民と行政が協働により地域課題は地域で解決することについては、「大いに促進」と「少しずつ促進」を合わせ、84%の方が賛成しています。

一方、これまで市民活動を経験したことのない方は、約68%と7割近くとなっております。

このことは、地域での課題は、地域で解決するべきと認識しながら、個人においては実際の活動にまではいたっていないことを示しています。



### 施策の展開

日ごろ、地域活動に携わっている方が一堂に会し、それぞれが把握している地域課題について認識の共通化を図ります。

また、このようにして抽出された地域課題について、住民に周知を図ります。

### 市民の役割

- 地域の課題への関心と理解を高める。
- 地域や行政が開催する地域活動の場等へ積極的に参加する。

### 地域（事業者）の役割

- 職場における研修などを通じて、地域とのかかわりに対する理解を深める。
- 事業者も地域での行事等に参加し、地域活動の促進に努める。

【市社会福祉協議会】

- 地区協議会は、地域福祉推進員会議等を通じて、地域課題の把握に努め、これを地域住民に周知する。

### 市の役割

- 地域福祉活動について、様々な機会をとらえて周知に努める。
- 各地区での地域課題をとりまとめ、市民に対し周知する。

市民アンケート(※1)

「ボランティア活動等市民活動に関するアンケート調査」

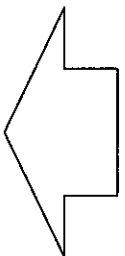
- ・調査時期：平成16年7月～平成17年1月
- ・調査対象：市内に居住する満20歳以上の男女3,000人
- ・有効回収数：945人(有効回収率：31.5%)

(2) 福祉教育の推進

1) 学校教育における「地域福祉」教育の推進

**現状と課題**

- 「総合的な学習の時間」などを利用した地域の課題、社会の課題に対する学習、取り組みを行っている学校がある。
- 学校によっては、「市役所出前講座」などを活用し、市の施策、事業の取り組み状況を児童・生徒に理解させる取り組みを行っている。
- 地元の老人ホームを訪ね、高齢者への理解と交流を深める活動をしている。
- 地域活動を実際に行っている市民の方を講師として、その活動内容等を児童、生徒に伝える取り組みをしている。
- 全ての学校において、「地域福祉」に対する取り組みが行われているわけではない。
- 学校での地域福祉に関する活動は「地域福祉」のごく一部にすぎない。



**施策の展開**

これまで行っている地域で実際の活動を見聞きする、体験する活動を活発にするなど、地域と学校との連携を一層進めていく必要があります。

**市民の役割**

- 学校教育は子どもと学校との関係だけでなく、地域生活の一部であるとの認識を持つ。
- 学校行事には積極的に参加する。

**地域（事業者）の役割**

- 学校からの要請等に対しては積極的に対応する。
- 学校評議員制度を活用し、地域の現況を認識してもらおうとともに、地域意見の反映に努める。

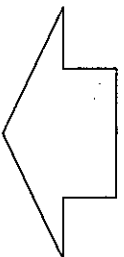
### 市の役割

- 市民講師の周知や市役所出前講座の積極的な活用を学校に働きかける。

### 2) 生涯学習における「地域福祉」の推進

#### 現状と課題

- 「いわき・ふれあい・ふくし塾」など、地域福祉に対するきっかけとなる講座や、「市役所出前講座」などにより、市の施策、事業の状況を周知する取り組みを行っているが、社会人や実際に身近に課題を抱えている人の参加は少ない。
- 地域活動を実際に行っている市民の方を講師として、その活動内容を伝える取り組みをしている。
- 地域課題を知ったあとの具体的な取り組みについては、把握できていない。



### 施策の展開

地域における課題への「気づき」の端緒となる各種講座の充実に努めるほか、知識を具体的な行動に移す環境づくりを一層進めていく必要があります。

### 市民の役割

- 地域で行われている活動に対する関心を高める。
- 関心や興味を持った地域活動には積極的に参加してみる。

### 地域（事業者）の役割

- 地域活動に対して同じ地区内で定期的に回覧等を利用して活動内容の周知を図る。

### 市の役割

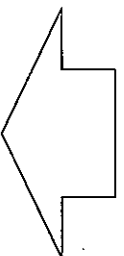
- 市民講師制度の周知や市役所出前講座の積極的な活用を働きかける。
- 各種講座等で知識を得た市民が実際に活動に携わることができるよう、「ボランティア活動（市民活動）ガイドブック」の充実などにより、ボランティア活動をしている団体の内容を広く知らせる。

(3) 必要な知識及び技術の習得・向上

1) 必要な知識・技術がスツップアップできる環境整備

**現状と課題**

- 様々な講座が開設されているが、どの講座を受講することが現在の自分にとって適切か、必ずしも明確となっていない。
- 初級から上級までそれぞれのレベルに合わせ選択できる講座体系となっていない。
- 講座受講者が実際の活動に携わる、あるいは得た知識等を他の人に伝達することが必要である。
- 講座の「成果」が必ずしも明確ではない。



**施策の展開**

講座受講により得た知識等を利用して、実際の活動に従事する、または他の人にその知識を伝える(=「知」の伝達)を促進してくこと、及び受講者のレベルに応じた講座設置を検討していく必要があります。

**市民の役割**

- 講座は単に知識を得るだけでなく、実際の活動のための基礎であることを理解し、積極的に実活動に努める。
- 得た知識は他の人にも伝えるように心がける。

**地域(事業者)の役割**

- 地域の事業者は、講座開設や実務体験などの機会を設ける。

### 市の役割

- 初級から上級まで、受講する市民のレベルに応じた講座体系の構築を検討する。
- 事業者、ボランティア団体、NPO等との連携を促進し、民間レベルでの実践的な講座開設等を働きかける。

(4) 地域特性を活かした人材の育成・活用

1) 地域課題解決のための人材養成

**現状と課題**

- 地域活動のリーダーやサブリーダー（協力者）等が不足している。
- 地域の中で活動する個人（団体）間の交流が少ない。
- 地域の中での世代間の交流が少ない。
- 高齢者が持つ知識や知恵、技能を子どもたちに伝え、高齢者と子どもたちが気軽にふれあう場が少ない。



**施策の展開**

地域活動を活発にしていくため、その地域の実情に応じたリーダーやそれをサポートするサブリーダー（協力者）といった人材の確保が重要です。そのためには、研修会等を通じて、これらの人材の発掘と育成を図るとともに、それをバックアップする取り組みが必要です。

**市民の役割**

- 地域における課題は地域に住む自分たちの課題であることを認識し、課題を解決するために必要な知識や技術等を習得するため、研修会等の機会を積極的に利用する。
- 地域での活動には自分でできることには進んで参加、協力する。

**地域（事業者）の役割**

- 活動している人、団体間の交流を図れる機会を設ける。
- 地域での行事や活動には、あらゆる世代の人たちが参加できるように工夫する。

【市社会福祉協議会】

- 市社会福祉協議会が、地域内活動のリーダー養成講座を設ける等の取り組みを行う。
- 地区協議会がこれら交流の促進を呼びかける。

### 市の役割

- 身近なところに、地域の人々が交流できる場所を確保する。
- 「市民講師活用事業」をはじめ、地域人材の活用やその情報提供について積極的に取り組む。

(5) ボランティア (NPO) 活動の育成・支援

1) 情報提供による参加意識の啓発

**現状と課題**

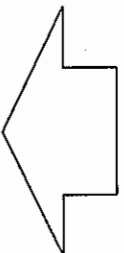
- 新たなメンバーがなかなか入ってこないため、固定メンバーでの活動となっている。
- メンバーが高齢化しており、後継者がなく、活動の継続が難しい。
- 会員募集は、“口コミ”で集めているのが現状である。
- ボランティアをやってみたいと思っても、どんなボランティア活動が必要とされているのか、また、どこに申し込めばよいのかわからない。
- ボランティアへの関心度は高いが、実際の参加には結びついていない。
- 活動中の事故への対応が不安。

市民アンケート(※1)では、ボランティア活動への参加に対して、約2割が「とても関心がある」とし、「少し関心がある」を含めると、約8割が関心を持っているとしています。

一方、現在、実際にボランティア活動をしている人は1割となっています。

また、活動を始めたきっかけとしては、「地域活動を通して」、「友人・家族等に誘われて」、「学校での活動を通して」、「市民活動団体や施設等の呼びかけに応じて」の比率が比較的高く、身近な“人”や“組織”を介してボランティア活動を始めるケースが多くなっています。

さらに、それと呼応するように、ボランティア活動が活発に行われるために必要なものとしては、「家庭や学校、地域における市民活動の普及・啓発」、次いで「地域内における助け合いの心」が高い比率を占めており、ボランティア活動への参加促進のためには、適切な情報の提供と地域での意識の醸成が必要と考えられます。



**施策の展開**

市民の皆さんが、ボランティア活動を身近に感じ、気軽に、また安心して活動に参加できる環境を整えます。

### 市民の役割

- 生涯を通じたボランティア活動への関心と理解を高める。
- 地域や行政が開催するボランティア学習の場等へ積極的に参加する。
- 身近な地域でどのような活動が行われているか情報を集め、興味のある活動への参加を働きかける。
- 「ボランティア活動(市民活動)ガイドブック」などを活用して、興味のある活動に参加してみる。

### 地域(事業者)の役割

- 職場における研修などを通じて、地域とのかかわり等に対する理解を深める。
- 地域における社会貢献活動の促進に努める。
- 社会福祉施設等における体験学習の受け入れ体制を整える。

#### 【市社会福祉協議会】

- 市社会福祉協議会が設置する「ボランティア活動センター」の機能の充実を図り、地域内活動者の活動内容等を情報提供し、地域住民の活動への参加促進を図る仕組みを整備する。

### 市の役割

- ボランティア講座など、ボランティアに関する学習の場を提供し、人材の育成に努める。
- 市民活動への参加促進のため、市民活動団体とその活動内容を掲載した「ボランティア活動(市民活動)ガイドブック」の充実を図り、内容を広く知らせる。
- 市民のボランティア活動中の事故に対応するための「いわき市市民公益活動災害補償保険(ボランティア保険)」の普及に努める。

#### 市民アンケート(※1)

「ボランティア活動等市民活動に関するアンケート調査」

- ・ 調査時期：平成16年7月～平成17年1月
- ・ 調査対象：市内に居住する満20歳以上の男女3,000人
- ・ 有効回収数：945人(有効回収率：31.5%)

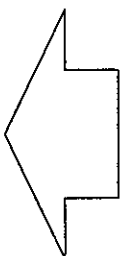
**基本目標2** 地域を支えるネットワークづくり

(1) 地域住民の相互理解と協力の実現

1) 地域コミュニティの再構築

**現状と課題**

- 生活様式や価値観の多様化などにより、地域住民同士の結びつきが希薄になってきている。
- 地域内で新たな住民と従来の住民との交流が少ない。
- 個人情報、プライバシー保護と「ご近所つきあい」の両立が難しい。
- 交流が少ないことから、地域課題の把握ができない。
- 地域活動への参加が以前に比べ少なくなっている。
- 地域活動に参加しないことから、一層地域との関わりが希薄化する。
- 地域の行事が「何のため」に行われているのか分かりにくくなっている。



**施策の展開**

地域内において日常の交流が気軽にできる関係づくりに努める必要があります。

**市民の役割**

- 一人ひとりがあいさつをして、気持ちよく生活ができるようにする。
- 地域や行政が開催する行事の場等へ積極的に参加する。また、近所の方を誘ってみる。
- 地区の行事の際における相手の都合と自分の都合の「すり合わせ」などが気軽にできる「ご近所つきあい」に努める。

### 地域（事業者）の役割

- 市民総ぐるみ運動など、各地区で取り組む行事などには積極的に参加するよう地域に住む住民に呼びかける。
- 地域行事を漫然と開催するのではなく、開催目的をはっきりさせる。また、やり方や内容等について地域住民の意見を聞く。
- 地域内の問題や課題を周知し、問題意識の共有化を図る。
- 地域の事業者は、地域の行事等に関心を持ち、参加・協力を努める。

### 市の役割

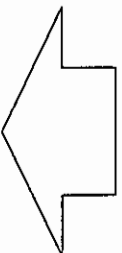
- 民生児童委員など、地域の核となる人材の活動内容等の周知を図る。
- 地域での活動内容を取り上げ、地域住民に興味をもってもらい、活動への参加や交流の促進を図る。

(2) 緊急時・災害時における対策

1) 災害時要援護者の把握

**現状と課題**

- 個人情報保護、把握情報の悪用への懸念等から、災害時に支援を必要とする人の把握ができていない。
- 実際に災害が起こったときに、支援を必要とする人の情報の収集をどのようにするかがブライバイパーとの関係から実際上は難しい面がある。
- 要援護者の情報をどの範囲まで「共有化」する必要があるのか。
- 要援護者自身が他目的で悪用される懸念から、情報の提供について慎重である。
- 要援護者は地域での交流を避け孤立しがちである。



**施策の展開**

災害時に支援が必要な人の情報を地域内において共有化し、いざというときに支援が必要な人を把握しておくよう努める必要があります。

**市民の役割**

- 災害時に支援が必要と自覚する場合は、災害時での支援に限る条件でその情報を地域、行政に提供する。
- 身近なところに支援を必要とする人がいないか、気づく範囲で把握に心がける。

**地域（事業者）の役割**

- 日ごろの様々な地域活動の中で、いざというときに必要となる要援護者情報の共有化について賛同を得るような声かけをする。
- 要援護者の情報については、他目的で使われないよう情報管理に気をつける。

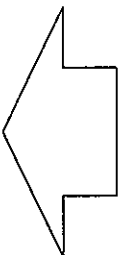
## 市の役割

- 全市的な要援護者情報台帳の作成に努める。
- 災害時に迅速な対応ができるよう、地域で実際の支援活動に携わる人に要援護者情報を提供することについて、要援護者自身からの理解を得る。
- 要援護活動支援者に対しては、情報管理についての指導・助言を行う。

## 2) 災害時における要援護者への対応

### 現状と課題

- 災害時要援護者の把握がなされていない。
- そのため、要援護者に、特段の対策をとる体制が構築されていない。
- 実際に災害が起こったときに、組織だった要援護者へのサポートが難しい。
- 地域における関係が希薄化していることから、要援護者の近隣者の相互扶助も難しい。
- 外国人などに、情報伝達が適切になされないことにより被災の拡大や二次被害、避難が適切に行われないなどのおそれがある。



### 施策の展開

災害時に支援が必要な人に対し、迅速な対応ができるような仕組みを整えておく必要があります。

### 市民の役割

- 災害時にどのような支援が必要かについて、「ご近所」に伝えておく。
- 日ごろの交流がないと、いざというときに円滑な対応ができないこともあることから、身近なところに支援を必要とする人への声かけをする。

### 地域（事業者）の役割

- 日ごろの交流の中で、災害時にどのような支援が必要となるのかについて把握する。
- 本人の同意のもと、要援護者の家族等への連絡について行う。

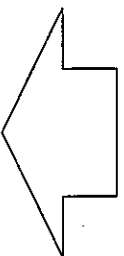
### 市の役割

- 災害時の要援護者対応マニュアルを策定し、要援護者の近隣の市民がどのように対応するのか、意識醸成と実際の手助けができるようにする。
- 災害時に、近隣の住民が要援護者の支援をすることに対しての協力を呼びかける。
- 外国人など「情報弱者」に対して適切な情報伝達ができるようにする。

### 3) 自主防災組織の結成や防災訓練の実施など災害時の体制の整備

#### 現状と課題

- 自主防災組織(※1)の結成率が県内平均より低い。  
(県内平均：78.7%、いわき市：64.3%) [H17年度]
- いざというときに備えた組織がないと、災害時に近隣での助け合いがうまくいかないおそれがある。
- いざというときのための訓練の実施が必ずしも十分とはいえない。
- 実際に災害が起こったときに、どのような対応をしてよいかわからず、適切な避難誘導や被災者救出などが円滑にできないおそれがある。



### 施策の展開

実際の災害時には組織だつてどのような対応をするのが適切なのか、冷静かつ迅速な対応ができるような仕組みを整えておく必要があります。

### 市民の役割

- 災害時に必要な最低限の物資の備えや、避難場所・ルートの検証をしておくとともに、いざというときの心構えを折に触れ確認する。
- 防災訓練等には積極的に参加するよう心がける。

### 地域（事業者）の役割

- 自主防災組織が未結成の地域では、防災組織設立に向けた取り組みを進める。
- 防災訓練には地域全体で参加するようにする。

### 市の役割

- 自主防災組織を結成する際には、災害対策用資機材の購入資金が交付されることなどを周知し、地域での自主防災組織結成の促進を図る。
- 実際の災害時に適切な対応ができるよう、計画的に防災訓練を実施する。
- 防災マップの作成などにより、危険地域の情報提供を行う。

---

#### 自主防災組織（※1）

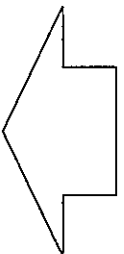
自治会や町内会等を単位に結成される自主防災組織をいいます。

(3) 地域住民、事業者及び市との連携・協働

1) 多様な主体同士の連携・協働による「まちづくり」

**現状と課題**

- 地域で活動をしている個人、団体間の情報・人的交流が少ない。
- 地域活動をしている団体等と、民生児童委員など公的な活動をしている方との関係が希薄である。
- それぞれの活動が独立していることから、幅をもった活動につながりにくい。
- 日常業務で忙しく、他団体や地域との新たな交流に取り組み余裕がない事業者が多い。



**施策の展開**

地域で活動している人、団体の活動内容が他の人々から必ずしも認知されていないことから、横のつながりが重層的になるような関係構築が必要です。

**市民の役割**

- 地域内で活動している人、団体等には日ごろから関心をもつ。
- 「ロコミ」により、様々な活動をしている団体等の情報が地域内に伝わるよう心がける。

**地域（事業者）の役割**

- 事業者は地域との交流を行い、専門的な視点からの助言等を行う。
- 地域で活動する人、団体同士がなるべく交流を行い、必要な時に必要な連携がとれるようにする。

**【市社会福祉協議会】**

- 地区協議会などが、地域で活動する人、団体等の連携を促進するよう働きかけを行う。

### 市の役割

- 地域内での人材、団体の連携を促進するため、関係する団体等との交流を呼びかける。
- 地域内で活動する人材、団体等を広報紙やホームページ等を活用して紹介し、地域への関心を高める。
- 公共施設等に地域で活動するための拠点機能を整備する。

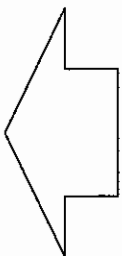
**基本目標3** 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの仕組みづくり

(1) サービスの情報提供・相談窓口の確立

1) 必要な情報の提供と各種相談窓口の適切な活用

**現状と課題**

- 情報は、ホームページのほか、広報紙、各戸配布紙、回覧等の媒体で様々な内容を提供している。
- 様々な媒体があることから、全てに目を通すことが面倒な場合があり、その結果、自分にとって本当に必要な情報がわからないことがある。
- また、必ずしも分野ごとにまとまった情報提供となっていない。
- 各種相談窓口の設置は、課題ごととなっているため、どこに相談してよいかわからない場合がある。
- 地域行事が「何のため」に行われているのか分かりにくくなっている。



**施策の展開**

必要な情報が入手でき、市民にとってわかりやすく、利用しやすい窓口の設置に努める必要があります。

**市民の役割**

- 日頃から、広報紙やホームページ等に目を通し、情報収集に心掛ける。
- 役立つ情報は、周りの人たちに知らせてあげる。

**地域（事業者）の役割**

- 地域で活動する人・団体などの活動内容や、地区行事の開催等の情報を集約し、地域住民に伝える。
- どんなサービスを提供しているのかなど、積極的に情報を提供する。

### 市の役割

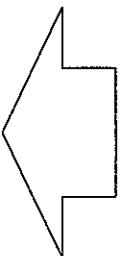
- 内容に応じて年代別に情報提供手段を多様化する。
- 市民にとってわかりやすく、利用しやすい窓口の設置に努める。
- 福祉サービス事業者や医療機関など住民に身近な場での相談支援との連携を図る。

(2) サービス提供者の育成・支援

1) 生活していく中で必要なサービスの把握・対応の検討

**現状と課題**

- 現状では、「要介護状態」、「障がい者」ではないが、何らかの支援が必要な人がいるが、公的サービスの「対象者以外の人」が、どのようなサービスが必要としているのか把握されていない。
- 個人にとっては必要であるが、短期的、限定的、遠距離などの理由により、「事業」として継続していくことが難しいサービスがある。



**施策の展開**

公的なサービスとして利用できるもの以外に、日常生活の中でどのようなニーズが高いのか市民の声が集まってくる、また、その情報を市民にフィードバックし、対応について市民一人ひとりが考えていくよう努める必要があります。

**市民の役割**

- 身近な生活課題に対して関心を持つ。
- 必要なサービスに気づいたら、率直に意見として情報発信する。

**地域（事業者）の役割**

- 地域で「個人」が気づいた、新たに必要なサービス等を地域も把握できるような連携がとれるようにする。
- 把握した地域内の問題や課題を周知し、問題意識の共有化を図る。また、行政も関与が必要な内容については、情報を伝達する。
- 市民ニーズに即した、新たなサービスについて検討する。

### 市の役割

- 市民一人ひとりの「気づき」が、地域課題解決の端緒となることを呼びかける。
- 市民活動団体との一層の連携を図る。
- 課題解決のため、事業者や市社会福祉協議会などによる専門的なサービスが必要な場合は、新たなサービスの検討を促す。

### 2) 事業者、ボランティア活動者の円滑な業務遂行と資質向上

#### 現状と課題

- サービスの提供にあたっては、「提供者」が必要な説明を十分にしていないことがある。
- 「利用者」は金銭を支払っていることから、過大なサービス提供を期待する場合がある。
- これらのことから、サービスに係る「利用者」と「提供者」間で人間関係にトラブルが生じる場合がある。
- サービスに対する苦情を真摯に受け止めない事業者、ボランティア活動者がおり、サービスに対する苦情への対応に差がある。



#### 施策の展開

サービスの提供にあたっては、お互いの信頼関係を構築することが大切であることから、「提供者」側のサービス内容の適切な説明とともに、「利用者」側はサービスの範囲を理解することで、両者の信頼関係を築くよう努める必要があります。また、苦情については事業者のレベルアップにもつながると考えられることから、真摯に受け止め対応することが必要です。

### 市民の役割

- どのようなサービスが提供されており、その内容はどのようなものなのか理解に努める。
- 実際のサービスを受ける場合は、あらかじめそのサービス内容について説明をきちんと受ける。

### 地域（事業者）の役割

- 利用者に対し、サービスの内容を事前に十分説明する。
- 苦情を受けた場合には、相手の言い分をよく聞き、丁寧に説明をする。また、苦情内容が妥当な場合には、早急にその改善を行うように努める。

### 市の役割

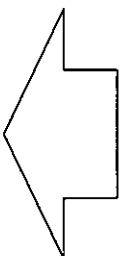
- サービス提供者と依頼者との信頼構築のため、提供サービスの内容については十分に説明を行うことを呼びかける。
- サービス提供する範囲については行政も利用者に周知し、理解を得る。
- 外部の「サービス評価制度」について検討を行う。

(3) サービス利用に係る意識改革

1) サービス利用者の「サービス利用への抵抗」意識の解消

**現状と課題**

- 各種制度に基づくサービスの利用に対して抵抗感があり、利用の申請ができない。
- 高齢者や障がい者で介護、支援が利用できる場合にも、「他人の手は借りたくない」と思う家族も多い。
- 介護や支援が必要な本人も、「できるだけ家族での世話」を希望することが多い。
- 結果的に家族の心身が疲弊してしまうことがある。
- また、どのようなサービスが利用できるのか情報が伝わっていないことがある。



**施策の展開**

公的なサービスとして制度化されているものの利用の促進を図り、支援が必要な人に対し、適切な時期に適切なサービスを提供できるよう努める必要があります。

**市民の役割**

- 必要なサービスを必要な時に受けることは「自然なこと」との認識を持つ。
- どのようなサービスがあるのか情報収集する。

**地域（事業者）の役割**

- 事業者は、地域内で利用できるサービスの周知を行い、サービス未利用者に对する情報提供をする。
- サービスを利用者と和気あいあいと行うとともに、そのサービスの「実感」を、対外的に知ってもらおうように心がける。

### 市の役割

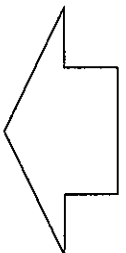
- 必要なサービスを受けることは「自然なこと」であることを啓発する。
- 利用できるサービスにはどのようなものがあるのかを、一覧的にわかりやすく情報提供する。
- 事業者との連携を図ることで、サービスを必要としている人に、迅速にかつ適切な内容でサービス提供ができるようにする。

(4) 利用者主体のサービスの実現

1) 地域における活動の促進

**現状と課題**

- 自分のこと、家族の情報については外に出したからない。
- このため、高齢者や障がい者で介護、支援が必要な人の情報が把握できない。
- 地域を拠点とした活動を行っている団体も多いが、「子育て」や「まちづくり」などをテーマとして、居住地域に限定されない広域な活動を行っている団体も増えつつある。
- それぞれの団体間の交流があまりなく、個々の活動にとどまっている。
- コーディネーターとなる人材が少ない。



**施策の展開**

普段の生活の場面で、支援が必要な人の把握や、地域で活動している団体同士の交流を通じた情報の共有化などに努める必要があります。

**市民の役割**

- 地域においてどのような活動をしている団体があるのに関心を持つ。
- 地域で助け合うとの考えのもと、必要な支援情報等は近所に伝えておく。

**地域（事業者）の役割**

- 地域における公的な役割を持つ民生児童委員や各種活動団体等が積極的に交流をし、地域におけるニーズ把握に努める。
- それぞれの活動を通して、それぞれが持つ役割をより地域の中で深く認識してもらいようなサイクルをつくる。

【市社会福祉協議会】(再掲)

- 市社会福祉協議会が設置する「ボランティア活動センター」の機能の充実を図り、地域内活動者の活動内容等を情報提供し、地域住民の活動への参加促進を図る仕組みを整備する。

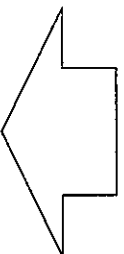
市の役割

- 地域での活動の「きっかけ」になるよう、ボランティアの入門的な講座の開催を行う。
- 「ボランティア活動(市民活動)ガイドブック」の充実と周知を図る。
- 地方分権の一層の進展の中、今後、地域における市民活動がますます重要になることを広報紙をはじめ各種媒体を通じ市民意識の啓発を行う。

2) 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の促進

現状と課題

- 認知症や障がいなどにより、金銭の管理や適切なサービスの判断ができていない人がいる。
- こういった状態の人を狙った悪質な業者がいる。
- 日常の金銭管理や適切なサービス選択相談などを内容とする、「地域福祉権利擁護事業」があまり知られていない。
- また、本人の財産や権利を守るため民法上制度化されている「成年後見制度」は、適任者の確保の困難さや手続きが複雑なことから、利用があまり進んでいない。



施策の展開

支援が必要だが、自力ではその支援を利用することができない人に対し、近隣者や民生児童委員等がその状況を把握したうえ、適切な支援ができるよう努める必要があります。

### 市民の役割

- 日ごろから「ご近所づきあい」に心がける。
- 様々なメディアから、いわゆる「悪質業者」の情報について関心を持つ。

### 地域（事業者）の役割

- 支援を必要とする世帯に対し、異常がないか訪問等を定期的に行う。
- 支援予備軍世帯の早期発見と、見回り等の実施を行う。
- 悪質業者の情報を地域内に周知する。

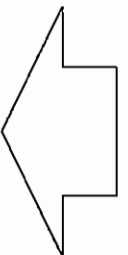
### 市の役割

- 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知を行う。
- 悪質な業者の情報とともに、どのように対応したらよいか、また、万一被害にあった場合の相談窓口等について周知する。

### 3) 苦情解決方法の整備

#### 現状と課題

- サービス利用者は、不満や苦情を言い出しにくい。
- サービス利用者側は、一定の負担をしていることから、規定の「サービス」以上のサービスを求めることがある。
- 役務的なサービスについては、苦情の内容の妥当性の検討が難しい。
- 利用者からの苦情の内容によっては、必ずしもサービス改善に対する取り組みが組織的に行われていない。
- サービス提供者への直接的な苦情で無い場合、事実と異なる内容となって流布するおそれがある。



### 施策の展開

サービスは、利用者と提供者（事業者）双方の信頼関係のもと行われることが大切であることから、利用者は苦情をざっくばらんに申し出るとともに、事業者は苦情に積極的に対応する必要があります。

### 市民の役割

- 提供されるサービスについて疑問に思ったことは、声に出し確認してみる。
- 不満や苦情についても、直接事業者に伝える。

### 地域（事業者）の役割

- 苦情に対しては、真摯に相手の言い分を聞く。
- 苦情があることを恐れず、資質向上の機会と前向きに捉え、相手への説明、サービス改善に取り組む。
- 苦情に対して「組織的」な取り組みを行う。

### 市の役割

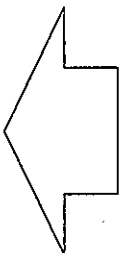
- 苦情相談がなされた場合には、事業者が設置している相談窓口や第三者評価制度の活用を助言する。
- サービス向上の仕組みづくりについて検討を進める。

(5) 保健・医療・福祉など関連分野の連携

1) 関連分野における総合的なサービス

**現状と課題**

- 行政が「高齢者」、「障がい者」、「児童」、「保健」、「医療」等、分野ごとの対応となっているため、連携が十分とはいえない。
- 比較的連携が容易な部分とそうでない部分があり、全体的な連携は現実にはなかなか難しい。
- 生活する中での課題は様々な分野に関連することが多いが、総合相談等が出来にくい状況にある。
- 連携を進めるためには、窓口の総合化が必要である。



**施策の展開**

分野ごとの情報が、関連する分野にも流れるよう横の連携を一層進めるとともに、様々な分野に通じた人材の育成にも努める必要があります。

**市民の役割**

- 関連情報が有用な場合があることから、様々な分野に関心を持つ。
- 地域の様々な分野で活動する核となる人材を知る。

**地域（事業者）の役割**

- 地域の中で活動する各団体間の交流に努める。（地域の中における縦割りとならないようにする）
- それぞれの活動や、各団体との交流を通して出てきた、複数分野に関連する内容については、総合的な連絡がなされるよう行政に伝える。

### 市の役割

- 地域での活動する団体等からの情報を、関係する部所に伝え情報の共有化を行うなど、関係部所間の連携を図る。
- これまでも実施している関係団体等との連絡会を通じ、課題の把握と解決の方向性についての検討を一層促進する。

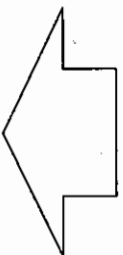
**基本目標4** 日々の生活の場としての地域環境づくり

(1) 交流・連帯の場づくり

1) 地域における交流・連帯の場づくり

**現状と課題**

- 地域住民が集まる場所として地区集会所はあるが、行政情報等とのリンクはない。
- また、全ての地域に集会施設があるわけではない。
- 一方、行政が設置している支所、出張所、公民館などには、地域課題に關し直接地域住民が集い交流するための機能がない。
- 支所、出張所、公民館などには行政情報が集まるのに、地区住民がそれを活用して地域づくりを進めるまでではない。



**施策の展開**

地域での活動を進めていくうえで、その拠点となり住民が気軽に立ち寄れる場の整備（機能の充実）に努める必要があります。

**市民の役割**

- 自分に関係する内容が話し合われる集会等がある場合には、積極的に参加してみる。
- 集会所での集会や講座の開催がある場合には、近所や仲のよい友人等にも参加を声かけする。

### 地域（事業者）の役割

- 集会所は、趣味やサークル的な利用だけでなく、地域で考えていく課題や世代間のふれあいの場所として利用する。
- 開催する集会等の内容を地域住民に呼びかける。

### 市の役割

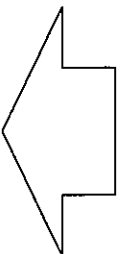
- 支所、出張所、公民館など公共施設に地域の住民が集える機能の充実を図る。
- 公民館は「社会教育施設」としてだけでなく、「地域づくり施設」としての位置づけを強化し、館長には民間人の登用を検討する。

## (2) ユニバーサルデザイン(※1)の推進

### 1) 生活環境のユニバーサルデザイン

#### 現状と課題

- 歩道や横断歩道がなく危険な場所があるほか、歩道に段差があったり、側溝に蓋がけされていないところがあるなど、誰もが安心して利用できる歩道整備となっていない。
- 以前に整備された施設では、健常者を前提としていることから、てすりが無かったり、使い勝手が良くない部分がある。
- 案内板や標識がわかりにくく、せっかくの案内板や標識がその目的を達成していないものがある。
- 外国人に対して十分な情報提供がされていない。
- 高齢者、障がい者、外国人等は「情報難民」(※2)となり、生活に支障をきたす場合がある。



#### 施策の展開

ユニバーサルデザインの考えのもと、誰もが、安全に安心して利用できる生活基盤の整備、まちづくりに努める必要があります。

#### 市民の役割

- 自らが利用する道路、橋などの身近な施設に危険箇所や損傷がないか見渡してみる。もし、不具合があれば早急に連絡をする。
- 高齢者や障がい者、幼児などがいることを常に意識し、車の運転時には交通ルール・マナーを遵守する。

### 地域（事業者）の役割

- 危険箇所をチェックし、道路管理者や警察、学校等と連携し、当該箇所を地域の住民に周知する。
- 近隣に外国人が住んでいる場合は、コミュニケーションをとることで、困っていることの把握や解決に向けた助言等を行う。

#### 【国際交流協会】

- 異文化理解促進と合わせて、市内在住外国人の生活相談のサポート機能の充実を、今後強化すべき活動としている。市内で生活する外国人に対して、積極的に各種情報を提供する取り組みを進める。

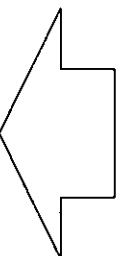
### 市の役割

- 利用者が安全に安心して、また使いやすい道路整備等を進める。
- 利用者の意見等を踏まえた施設整備システムを確立する。
- 案内板や標識には日本語表記と合わせて、外国語表記を併記するなど、分かりやすい内容とする。

## 2) 「心」のユニバーサルデザイン

### 現状と課題

- 地域活動やボランティア活動に参加する「きっかけ」がない。
- 高齢者や障がい者などが困っている場面で、「手助けしよう」と思うが、実際にはどのようなしたらよいのか分からずやりすごしてしまう。
- 誰かがやるものとの意識が、地域のまとまりや活力をそぐ結果となる。
- お互いに助け合うことは特別なことであるという意識から、「相互扶助」ということが理解されていない。
- 外国人の居住が増えてきているが、外国人とコミュニケーションをとることに自体に不安がある。



### 施策の展開

ユニバーサルデザインの考えを一層普及啓発し、「心」のユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。

### 市民の役割

- 相手の立場に立って考え、助けが必要と感じたら声かけをする。
- 相手に親切にすることは、めぐりめぐって自分にもよい報いがあるという、「情けは人のためならず」との諺にもあるように、人は様々な人との交流を通じて生きていく必要があることを認識する。

### 地域（事業者）の役割

- 高齢者や障がい者に優しい施設は、結果的に誰もが使いやすく安全なものであることを認識する。
- 行事への参加の呼びかけなど、地域内の外国人と、コミュニケーションをとる機会を設ける。

### 市の役割

- ユニバーサルデザインに関する基本的な指針を策定する。
- 学校教育や生涯教育の中で、ユニバーサルデザインの考えを推進する。
- 市内外国人のため、各種基本的な情報を外国語で提供する。

---

### ユニバーサルデザイン（※1）

年齢、性別、能力などにかかわらず、様々な人に配慮して、はじめからすべての人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくらうとする考え方。

### 情報難民（※2）

情報が届かない環境にいたり、届いても受手がその内容を理解できないため、情報を資源として活用できない人。

## 第5章 計画の推進

### 1 市民・地域（事業者）・行政の協働による計画の推進

第1章で述べたように、日本が高度経済成長を経験していく中で、経済効率を優先する観点から、それまで家庭や地域が担ってきた機能を行政が代替してきました。このシフトは経済が右肩上がりの時代には一定の効果がありました。一方では地域でのつながりや相互扶助といったものが失われ、現在ではきわめて希薄化しています。

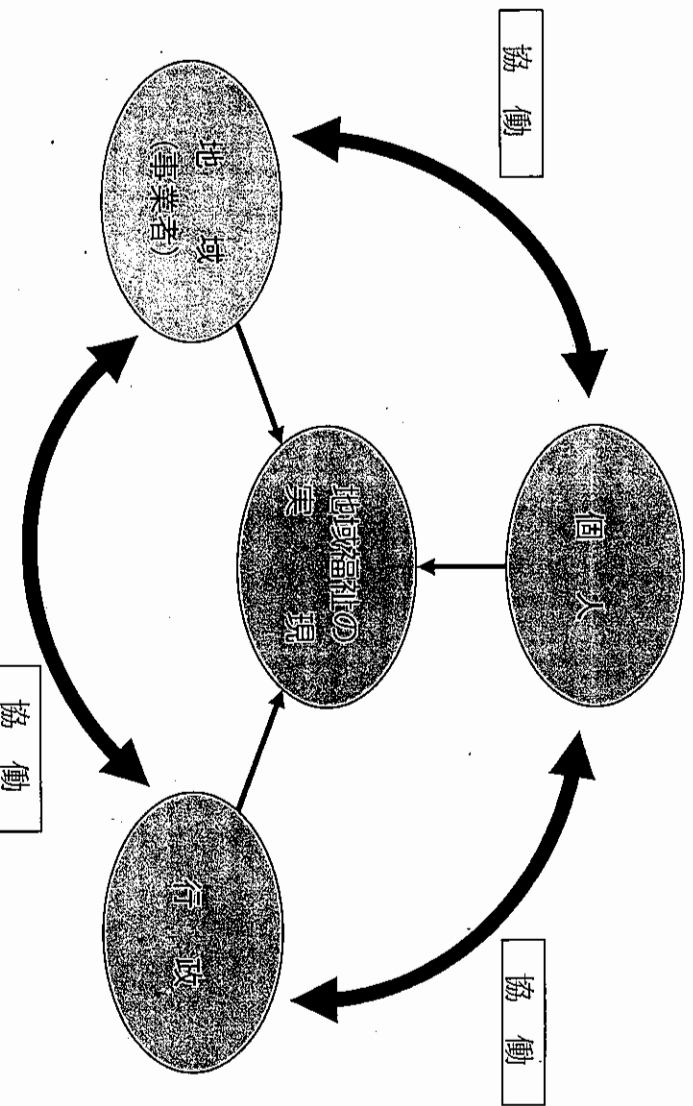
また、低成長経済が続く現在、働き方もかつてのように高所得を求める姿ばかりではなく、個人のライフスタイルも価値観も様々で、これまでのように行政が提供するサービスのみでは、住民が求めるニーズに添えることができない状況です。

このような中、地域に住む私たち自身が、「生活者起点」の目線で、「生活の舞台」である地域を見つめ直す時期にきています。すなわち「自らの地域は自ら考え、自らつくっていく」との考えのもと、市民、地域、行政が役割分担のもと、「協働」によりまちづくりを進めていく必要があります。

地域福祉計画は、地域福祉における「協働」の取り組みを進めて行くうえでの基本的な指針となるものです。

当該計画に規定する内容の推進を図っていく中で、役割分担の見直しや新たな考えの反映等を、「協働」の仕組みで進めていく必要があります。

【地域福祉の取り組みのイメージ】



## 2 計画の推進について

地域福祉計画は、個人、地域（事業者）、行政それぞれが「協働」により推進していくことが必要です。

そのためには、今回、全市的な指針となる計画を策定しましたが、広域な本市においてはその地区ごとに様々な状況があります。

したがって、今後、本計画の推進状況を踏まえ、今回の計画策定においても行ったように、各地区ごとの懇談会や地域の意見聴取を行いながら、自らが生活する地域の実情や特性を踏まえた、より身近で実効性のある「地区別地域福祉計画」の策定に向けた検討をしていく必要があると考えます。

◆ ボランティア・NPO法人の状況

近年、ボランティア・市民活動等に対する住民の関心・参加意識が高まり、NPOの活動も広がりを見せています。

本市のボランティアの活動状況は、市社会福祉協議会のボランティア活動センターが把握している団体数及び人数をみると、「いわき市ボランティア連絡協議会」が発足した平成2年当時、67団体、30,030人だったものが、平成17年には155団体、56,587人に増えています。

また、平成10年12月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行されましたが、本市においても、年々NPO法人数が増加しており、平成18年10月末現在で、市内に47の法人が組織され、保健、福祉、環境、まちづくりなど、様々な分野で活動を展開しています。

● ボランティア団体数及び人数

	平成2年	平成17年
団体数	67	155
人数	30,030	56,587

(各年4月1日現在)

※資料：いわき市社会福祉協議会

● NPO法人数

	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
設立数	1	0	5	12	5	6	10	8
累 計	1	1	6	18	23	29	39	47

(平成18年度は10月末現在)

※ 当該ページは、計画（素案）のP15「精神障がい者の現状」とP16「本市の財政状況」の間に入ります。